

平成17年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成17年3月9日（水曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（22名）

議 長	中 西 勇 夫 君
副議長	吉 田 栄 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	広 島 雄 偉 君
3 番	五十嵐 聡 君
4 番	白 木 優 志 君
5 番	小 関 勝 教 君
6 番	福 庄 計 夫 君
7 番	土 井 敏 興 君
8 番	谷 内 八重子 君
9 番	長谷川 吉 春 君
10番	米 田 良 克 君
11番	古 関 充 康 君
12番	矢 部 正 義 君
13番	谷 村 孝 一 君
14番	川 本 政 芳 君
15番	内馬場 克 康 君
16番	本 郷 幸 治 君
18番	紫 藤 政 則 君
19番	荘 司 光 雄 君
20番	林 国 夫 君
22番	長 岡 正 勝 君

◎出席説明員

市 長 桜 井 道 夫 君
助 役 佐 藤 昭 雄 君
総 務 部 長 板 東 知 文 君
市 民 部 長 三 谷 純 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長

安 田 昌 彰 君
経 済 部 長 天 野 修 二 君
建 設 部 長 酒 巻 進 君
水 道 部 長 加 藤 誠 君
市立美唄病院事務局長

堀 川 泰 雄 君
消 防 長 佐 藤 賢 治 君
総務部総務課長 奥 山 隆 司 君
総務部総務課総務係長 阿 部 良 雄 君

教育委員会委員長 阿 部 稔 君
教育委員会教育長 村 上 忠 雄 君
教育委員会教育部長 吉 田 讓 君

選挙管理委員会委員長

熊 野 宗 男 君
選挙管理委員会事務局長
稲 村 秀 樹 君

農業委員会会長 西 舘 隆 志 君
農業委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

監 査 委 員 川 村 英 昭 君
監査事務局長 遠 藤 等 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 谷 津 敬 一 君
次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

4番 白木優志君

5番 小関勝教君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） 平成17年第1回定例会に当たり、大綱4点について市長にお尋ねいたします。

2005年度の政府予算案は、3月2日、自民党、公明党両党の賛成多数で衆議院を通過し、現在参議院で審議されていますが、その内容は所得税、住民税の定率減税の半減を皮切りとする本格的な増税路線に足を踏み出したものとなっていることが大きな特徴となっています。若者には、フリーター課税を強化し、高齢者の住民税の非課税措置を段階的に廃止することも盛り込んでいます。社会保障では、介護保険で利用者の負担をふやし、生活保護の母子加算を削減し、障害者福祉に利用者負担を導入しています。

また、国立大学の授業料値上げなど、あらゆる分野で庶民に痛みを押しつけています。雇用保険や年金の保険料値上げ、中小業者への消費税の課税強化など、すでに決まってい

るものを合わせると05年、06年度の国民負担は合計で7兆円に及びます。雇用者所得が毎年数兆円も減り続け、貯蓄の取り崩しで貯蓄ゼロの世帯が2割を超えてふえています。家計部門が資金不足に陥る前代未聞の事態も起きています。家計の窮迫が急速に進んでいるときに増税に踏み出すのは、余りにも無謀です。低所得者の高齢者に対する住民税の非課税措置の廃止や住民税の配偶者控除の廃止などによって、住民税が非課税であった世帯も課税されるようになります。課税世帯になると、国民健康保険税や介護保険料が連動して値上げされ、負担増は雪だるま式にふくまいます。衆議院の審議で明らかになったことは、小泉内閣が負担増の影響をまともに考慮していないことです。7兆円もの負担増をかぶせたら、9兆円負担増を引き金に大不況に落ち込んだ8年前の二の舞になることは明らかであります。8年前との大きな違いは、大企業が過去最高利益を上げていること。それにもかかわらず、賃金の総額が減り続けていることです。

一方、三位一体改革の名による地方自治体への締めつけは一層厳しくなり、地方交付税、国庫支出金の削減となってあらわれています。こうした政治的背景の中で今定例会が開かれています。桜井市長におかれましては最初の予算議会であり、また自立した美唄の実質的な自立第1年目になる内容を持っていると思います。

大綱質問の1点目は、自立に向けた市政の取り組みについてであります。

その1つ目は、財政の見通しについてであります。自立推進計画における財政推計で

は、単年度収支では平成18年から赤字が始まり、23年度を累計のピークとして24年度から単年度では黒字となり、それ以降は累積赤字が減少し、平成28年以降は黒字財政が続くとなっていますが、これは「自立のシナリオ」を策定した平成15年10月以降、国による地方財政の締めつけが予想以上に厳しいことによるさまざまな施策の見直しによるものであることですが、これはどの施策をどのように見直せばこのような財政推計が実現可能なのかお尋ねいたします。

その2つ目、重点施策のあり方についてありますが、1点目は今議会の初日において市長の市政方針が示されましたが、これを読む限りにおいては、私の目の悪いせいでもあるかと思えますけれども、桜井市長の最初の予算編成の特徴が余り見えてこないように思えてなりません。市長の公約も含め、何を重点にどう取り組むのかお聞きいたします。

2点目は、市政執行方針の中で目新しいものとして、いわゆる道の駅に着手することが挙げられていますが、この道の駅はどういうものをつくろうとしているのか。その場所や規模、運営主体をどのようにお考えなのかお聞きいたします。

その3つ目は、市民負担の内容と今後の見通しについてありますが、自立推進計画にはさまざまな分野での市民負担が記載されておりますが、直接市民負担になる部分でも五十数項目にわたってすべての市民生活に直接大きな影響を及ぼすものとなっています。しかし、その内容は何がどれだけの負担額になるのかが明確でありません。市民負担の主なものとは何か、また1世帯当たりどれだけの負

担額になるのかお聞きいたします。

あわせて推進計画では、2年後、3年後の計画もありますが、今後の実施の見通しについてお尋ねいたします。

大綱質問の2点目は、水道行政についてであります。

その1つ目は、桂沢水系の事故についてありますが、このことは桂沢水道企業団のことではありますが、本市も企業団を構成する一員であり、本市においては全世帯数の27%に当たる3,300世帯が桂沢の水を使用し、その水量は本市が使用している水の27%になり、多くの市民に不安と混乱を与えたことから、看過できないものであります。

そこで、具体的にお聞きいたしますが、1点目として、事故発生の原因は何だったのか。

2点目は、水質検査の体制はどうだったのか、その期間と検査項目はどのようになっているのか。

3点目は、有害物質であるジクロロメタンの毒性についてであります。新聞報道によれば基準値の64倍の数値が検出されたということで多くの市民が不安に陥ったわけですが、この有害物質は健康にどのような影響を及ぼすのかであります。

4点目は、損害賠償についてであります。岩見沢では桂沢の水を使った加工品の返品や加工停止、操業停止などがあつたり、本市においてもペットボトルを購入して飲料水にしたということも聞いております。本市においては、そのような事例があつたのか、また損害賠償の申し入れがどうだったのかであります。

5点目として、事故防止の今後の対策につ

いてであります、ライフラインの根幹であり、生命と健康に重大な影響を及ぼす水道事業において、このような事故は決してあってはならないものであります、今後の対策をどのようにしようとしているのかお聞きいたします。

その2つ目として、本市の水道行政についてであります、今回の桂沢水系の事故に関連して本市の水道行政がどうなっているのか多くの市民の関心が持たれています。

そこで、具体的にお聞きいたしますが、1つは、美唄ダム水系の検査体制についてであります、どのような体制をとっているのか、その検査機関と検査項目についてお聞きいたします。

次に、地下水の利用状況についてであります、最近妹背牛で地下水の汚染があったことが新聞などで報道されていますが、本市では地下水の飲用水としての利用状況はどのようになっているのか、また食品加工の利用実態があるのか、その地下水の水質検査はどのようにしているのかお聞きいたします。

その3つ目は、緊急時の対応についてであります、今回の水質汚染事故で汚染された水の放水や市民への広報をどのように行われたのか、また桂沢水系、美唄水系に限らず緊急時の対応をどのように行うのかお尋ねいたします。

大綱3点目は、本市の交通体系についてあります。市民生活になくてはならない交通手段として、本市においては市民バスが多く、市民によって利用されていますが、市民バスの運行の現状について、路線、経路、バスの保有台数とその定員について、スクールバ

スの混乗分も含めてどのようになっているのかお聞きいたします。

また、自立推進計画によれば市民バスの交通体系の見直しを検討するとありますが、どのように行おうとしているのかお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、公営住宅行政についてであります。現在の公営住宅法は、平成8年5月に成立し、平成10年から実施されて7年になります。この法律の目的として第1条では、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮している低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とあります。実際の運用では、政令や省令、規則の内容は第1条の精神と国民生活の実態とは大きな乖離があると思いますが、低所得者の市民生活には公営住宅は必要不可欠のものであります。

そこで、具体的にお聞きいたしますが、1点目は、公営住宅の現状と今後の建築計画についてであります、本市には道営住宅をも含め、公営住宅の団地数及び管理している戸数がどれだけあるのか、また有為団地の建て替えも含め今後の整備計画がどのようになっているのかお尋ねいたします。

2点目は、道営住宅の使用料等の改定についてであります、これについては昨年12月の定例会でもお聞きいたしました、その時点では不確定の部分もあり、改定の内容が必ずしも明確ではありませんでした。しかし、現時点では、道では4月1日からの実施に向け

て道営住宅に入居している住民に改定の内容の文書が届けられているとのことでもあります。改めてお聞きしますが、道営住宅の使用料改定の内容がどのようになっているのかお聞きいたします。

3点目は、市営住宅の使用料の減免についてであります。自立推進計画の中でも家賃の減免の見直しが言われておりますが、その改定の内容と減免の対象者がどれだけの負担増になるのかお尋ねいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、財政の見通しについてであります。自立推進計画における財政推計につきましては、自立に向けた方策を前提にしており、「自立のシナリオ」が平成15年度予算額を基準にしているのに対し、今回は平成17年度予算案を基準に推計し直したものでございます。

推計結果であります。単年度収支で申し上げますと、平成18年度から平成23年度までマイナスが続き、平成24年度からは黒字に転換しているという結果となったところでございます。平成24年度から黒字となる理由といたしまして、歳入においては収入増につながる要素はございませんが、歳出において職員数の削減効果として人件費が抑制されること、また公債費の償還が少額となっていくという、これらの要素により黒字になるものでございます。

次に、重点施策についてであります。私は市政執行方針の中で市政執行の基本姿勢として、生き活き美唄の実現、地域医療体制の構築、自立の取り組み、協働のまちづくりを

基本としてまちづくりを進めることを述べました。

また、主要施策の中では、高齢社会に対応するための介護予防を中心とした福祉施策、一般廃棄物の適正処理を図るための最終処分場整備を中心とした環境施策、パークゴルフ場など地域資源をいかした交流施策のほか、「食」をテーマとした「道の駅」の調査検討、さらには米粉の利活用の研究促進など、産業間の連携等による経済振興が重要であると考え、このような福祉、環境、交流、経済振興に重点を置いて市政を執行してまいりたいと考えております。

次に、食の駅につきましては、温泉施設や日本一の直線道路をはじめ自然、文化、産業、特産品などあらゆる地域資源をいかし、相乗効果が生まれるさまざまな活動を展開するため、国道12号線沿いに「食」にこだわった「道の駅」をつくるほか、農産物の加工施設と販売施設をつくり、美唄ブランドの開発とPRを積極的に行い、通過するまちから立ち寄ってみたいまちになるよう魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、場所や規模、運営主体などにつきましては、今後調査検討していくこととしております。

次に、市民負担の内容と今後の見通しについてであります。自立推進計画に記載されている市民負担の主なものについて、水道料金、介護保険料及び下水道使用料を除く普通会計に限って申し上げます。事業系ごみ処理手数料をはじめ市立幼稚園保育料、市民会館使用料、放課後児童施設負担金、へき地保育所保育料、家庭ごみ手数料、粗大ごみ手数料

料などの引き上げ及び有料化を予定しており、総額で1億3,200万円程度となり、単純に1万3,300世帯で割り返しますと1世帯当たり年間で約1万円の負担増になるものと見込まれます。

今後の改定に当たりましては、美唄市の自立に向け、受益者負担の見直しは避けては通れないものでございますので、「公共サービスのあり方」を検討する中で、市民の皆さんに理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、桂沢水系の事故についてですが、初めに事故発生の原因について桂沢水道企業団では、塗装工事中にジクロロメタンが混入したものであるとしておりますが、混入経路など詳細につきましては今後設置されます（仮称）事故調査委員会で調査することとしております。

次に、桂沢水道企業団の水質検査についてですが、2名体制で濁度、pHなど5項目は毎日、一般細菌、大腸菌など28項目は毎月、ホウ素及びその化合物、フェノール類など11項目は3カ月に1回、カドミウム及びその化合物やヒ素及びその化合物など50項目は1年に1回行っております。

次に、有害物質の毒性についてですが、文献によりラット、ハムスター等による実験では一部発がん性は証明されておりますが、人間については発がん性の十分な確証はないが、その可能性がある物質に分類されております。

次に、損害賠償の有無についてですが、現在まで小売店や加工業者等からの損害賠償の申し出はございません。

次に、再発防止策についてであります、今後「事故調査委員会」において検討され、その結果に基づき対応してまいります。

次に、緊急時の対応についてであります、広報につきましては広報車、自治組織への依頼、ファックス、電話等により行ったところであります。

また、ジクロロメタンの混入した水道水の放水につきましては、峰延及び光珠内配水池より給水されている配水管の幹線を重点的に、消火栓及び排泥施設を活用して17地点で放水作業を実施いたしました。

今後、緊急時の対応といたしましては、今回多くの皆様から苦情等の電話をいただきましたので、それらを参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、市民バスの運行についてですが、スクールバス混乗を含む市民バス西線の経路につきましては、茶志内、中村、沼の内、日東、開発、北沼方面が5路線、進徳、拓北方面が1路線、上美唄、元村、中美唄、西美唄、大富方面が3路線、豊葦、光珠内、峰延方面が2路線、合計11路線となっております。市民バス東線の経路につきましては、東明通経由で駅からアルテピアッツァ、スキー場行きが11路線、旭通経由、駅からアルテピアッツァ、スキー場行きが11路線、南美唄からアルテピアッツァ行きが1路線、合計23路線となっております。

次に、バスの保有台数と定員についてですが、市民バス西線はスクールバスを含む合計10台で、定員74名が1台、58名から60名が8台、29名が1台となっており、東線は5台で、定員74名が1台、70名が2台、37名

が1台、10名が1台となっております。

次に、市民バスの交通体系の見直しについてであります。今後バス問題懇話会等において全市的なバス交通体系について検討してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅の現状と今後の建築計画についてであります。現在の団地数及び管理戸数は、市営住宅が16団地1,118戸、道営住宅が2団地173戸の合わせて1,291戸であります。

有為団地の建て替えにつきましては、平成16年度までに62戸が完成し、平成17年度より2カ年で56戸の建設を予定しており、全体で118戸になります。

今後の整備計画につきましては、今年度策定を進めております「公営住宅ストック総合活用計画」により、老朽化した住宅の建て替えと団地の統廃合を基本として、本市の財政状況や公共下水道の供用開始との整合性を図りながら計画的に整備を行い、居住環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、道営住宅の使用料の改正についてであります。本年4月1日より家賃減免制度につきまして総収入を算定する際に新たに障害年金や遺族年金などが加えられたほか、減免後の家賃については収入が見込めない世帯に対して引き続き免除が適用されますが、収入のある世帯については最低を3,500円とし、収入に応じて増額となります。

駐車場の使用料につきましては、現在の月額2,030円が2,540円に改正されると伺っております。

次に、市営住宅使用料の減免についてであります。今回受益に対する負担を適正なものとするため制度を改正するものであります。

内容につきましては、収入が見込めない世帯に対しては引き続き全額免除が適用されますが、見込める世帯につきましては現行の減額割合を1割低減し、9割、6割、4割、2割とするものであります。

減免対象者の具体的な負担増額につきましては、平成15年度の場合で試算しますと、1戸当たり平均増額は870円程度となります。このうち全額免除の96戸の方について申しますと、引き続き全額免除となる方は21戸で、9割の減免となる方が75戸になり、1戸当たりの平均月額は1,500円程度となります。

なお、この改正は、本年4月1日より施行しますが、既存入居者の方は本年10月1日からの適用になります。

なお、美唄ダム水系の水質検査につきましては、水道部長から答弁をいたします。

●議長中西勇夫君 水道部長。

●水道部長加藤 誠君 美唄ダム水系の水質検査等につきましては、私の方から答弁させていただきます。

水質検査でございますけれども、水道法に基づき原水は一般細菌、大腸菌など9項目は毎月、ホウ素及びその化合物、フェノール類など8項目は3カ月に1回、六価クロム化合物など39項目は1年に1回行っております。浄水は、濁度、pHなど5項目は毎日、一般細菌、大腸菌など10項目は毎月、ホウ素及びその化合物、フェノール類など20項目は3カ月に1回、カドミウム及びその化合物やヒ素及びその化合物など50項目は1年に1回行っております。ほかに市独自の検査といたしまして、沈殿処理水について塩化物イオンなど9項目、浄水場配水池、給水栓について一般

細菌など10項目を毎月行っております。

なお、水質検査機関といたしまして、主に桂沢水道企業団に依頼しておりますが、企業団で検査を行えない項目につきましては、登録を受けた検査機関へ依頼をしております。

次に、本市における地下水等の利用状況についてであります。飲用水の利用件数は92件であり、そのうち沢水利用者は16件であります。

食品加工業での使用実態はありません。

また、地下水と水質検査につきましては、北海道飲用井戸等衛生対策要領により、利用者が色、濁りなどを毎日みずから確認し、毎年水質検査を1回行うことが望ましいとされております。

●議長中西勇夫君 9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君 この場から幾つかの問題について再質問させていただきたいと思っております。

最初に、自立に向けた市政の取り組みについてでありますけれども、自立推進計画における財政推計の見通しを立てる上で、さまざまな施策をどのように進めた上で成り立つのかお尋ねしたわけですが、具体的なお答えはなかったと思うわけであります。私は、財政推計というのは、さまざまな具体的な施策の数値の積み重ねによって成り立つものだと思いますが、自立推進計画に述べられている各分野での政策の見直しには具体的な数値は全く示されていないわけであります。この自立推進計画が示されてから、幾つかのセクションの担当者に見直しの具体的な内容をお聞きしましても、具体的にはこれから検討するというものであります。これでは、財政

推計そのものが希望的な観測、あるいはこうあってほしいという願望の上に成り立っているという印象を強く受けるものであります。そして、そのことは自立推進計画そのものが単なる机上プランに終わってしまうおそれがなしとは言えないのではないかと思うわけがあります。市政執行方針の重点政策を見ましても、継続的な政策を別にすれば、抽象的な文言、修辭的な文言は目につきますが、具体的なものは見えてこないわけであります。

市長は、この定例会に農政部の設置条例を提案しております。これについての議論はここで行わないこととして、総務常任委員会の中での議論にゆだねられなければならないと思うわけですが、農政部を設置するからには農業政策がこれまでの施策の単なる延長ではなくて、大きな前進があるものと私は期待していたわけであります。しかし、その期待は残念ながらみごとに外れてしまったと言わざるを得ないわけであります。私は、これまで昨年の10月の臨時議会や12月の定例議会も含めてかなり多くの農業政策についての質問を行ってきましたけれども、それに対する答弁と話す言葉は違いますが、内容ではほとんど変わっていないように思うわけであります。今定例会においてもこれまで5人の同僚議員が農政問題で質問しておりますが、その答弁の内容は大きな進展は見られないように思われるわけであります。

重点施策の中で目につくのは、「食」にこだわった「道の駅」であります。私はこれには大きな疑問を持っているわけです。「道の駅」は、旅行者にとっては大変便利なものでありますけれども、運営していく上では財

政的に大きな負担がかかると思うわけです。近隣の「道の駅」の中には、自治体が年間2,000万円以上負担しているところもあるというように聞いております。「道の駅」を設置したことによって、将来市の財政に大きな負担がかかることを懸念するからであります。市長の選挙公約の目玉の1つでもあり、また思い入れもあると思いますけれども、再検討するお考えがないのかどうかお尋ねいたします。

「道の駅」に関してもう1点お聞きいたしますが、近隣の市町村にある「道の駅」の運営主体と自治体の負担がどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、市民負担についてであります。先ほどのご答弁では1世帯当たり年間約1万円の負担増ということですが、これは水道料金の値上げや介護保険料、下水道料金の値上げなどを合わせると2万円以上の負担になるのではないかと思います。一昨年の夏から秋にかけて美唄市民は、財政的に厳しくても自立の道を歩むことを決意しました。市民負担についてもそれなりに理解されていると思うわけですが、これには当然許容範囲があるわけでありまして。市民にすれば、この部分は許容できるとかこの部分は認められないとかがあるわけです。しかし、自立推進計画の市民負担の具体的な数値が示されていないために判断に迷うことになります。市民と一体となってまちづくりを行うためにも市民の理解と協力が不可欠であります。市の広報紙であるメロディーの2月号に自立推進計画の素案に対する意見を募集することが掲載されて、その結果、2人の人から意見が寄せられたということですが、市民

負担の見直しの数値が明確に示されていないために意見の出しようがないわけでありまして。各施設の運営の見直しの内容や市民負担の見直しを具体的な数値で示す必要があると思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

また、自立推進計画の具体的な内容、市民の理解と協力を求めるために市民説明が必要だと思いますが、どのようにしようとしているのかお尋ねいたします。

次に、水道行政についてであります。1点目は、桂沢水系の今回の事故は塗装工事中に使用した剥離剤にジクロロメタンが含まれていたということですが、ジクロロメタンそのものは検査項目に入っている有害物質であります。なぜそのような剥離剤を使用したのか、またその危険性についてどのような認識をお持ちだったのかお聞きいたします。

2点目は、水質の検査体制についてであります。今回の有害物質の混入が判明したのは、企業団の水質検査によるものではなくて陸上自衛隊美唄駐屯地の定期検査によるものであることが新聞などで報道されています。そうだとするならば、企業団の検査体制に重大な問題があると思うわけです。ジクロロメタンを含む化合物の検査は1年に1回ということですので、もし自衛隊の検査により汚染が判明しなければ、市民はその水を飲み続けていたことになるわけです。検査体制をどのようにしようとしているのかお聞きいたします。

3点目は、混入した有害物質の毒性についてであります。煮沸すれば安全だということが言われています。通常細菌などは、煮沸

すれば死滅するわけでありますが、化学物質のジクロロメタンが煮沸して安全だという根拠は何なのかをお聞きいたします。

次に、本市の水道行政についてであります。美唄ダム原水の水質監視に浄水場で魚を飼っておりますが、それで安全なのかです。水質に異常があった場合に水質検査など原因の究明に期間がかかり、その場合、市民が知らないでその水を飲んでいるわけです。こうした場合、どのように対処するのかをお聞きいたします。

次に、緊急時の対応についてでありますけれども、今回の事故のときのことでありますけれども、19日の夕方に市の職員が回覧板を持ってきました。私のところの町内会は、約300世帯が住んでおりました。その配付体制は、私から3人の区長に渡し、その後21人の班長さんに届けられて、班長さんから各戸に回され、そして各戸に回覧されていくと、そういう背景になっているわけです。後で聞いてみますと、私の町内会の人の中には22日の安全宣言が出された後で回覧板が回ってきたというところがあったわけです。これでは、緊急時に間に合わないわけです。

また、広報車の啓蒙も家の中ではほとんど聞こえませんでした。緊急の場合、市民に対する広報、市民に対する周知をどのようにするのかをお尋ねいたします。

次に、市民バスの運行についてであります。南美唄線と専修大学線を運行していた中央バスが3月31日をもって撤退して、かわって美唄自校が4月1日より運行することになりました。南美唄地域に住んでいる人たちは、安心もし、またそれを契機にして一部路線の

変更もあって大変喜ばれています。私がお聞きしたいのは、市民バス体系の見直しについてであります。市民の中にはいなほ団地方面にもバスを走らせてほしいという声も多く聞くわけです。そのことも含めて見直しをする必要があると思いますが、どのようにお考えなのかをお聞きいたします。

最後に、市営住宅についてお聞きいたします。市営住宅の今後の整備計画については、公営住宅ストック総合活用計画を策定し、それに基づいて整備をしたいというご答弁でありました。現在本市には、東明中央団地も含めて古い住宅が多くあります。建てかえを急がなければならないと思いますが、どのようにしようとしているのかをお聞きいたします。

また、東明中央団地では屋根からの落雪によって玄関の戸があけることができない、そういうこともしばしば起きております。どのように対処しようとしているのかをお尋ねいたします。

次に、市営住宅の使用料の減免についてあります。減免の対象になっている人たちは、もともと低所得者であるからであります。そうした人たちにとっては、使用料の引き上げは大きな負担となります。とりわけこれまで全額免除の世帯が1割負担ということで75戸の家庭で、月平均にすれば1,500円の負担をしなければならなくなるわけであります。使用料が全額免除だったということは、その収入が生活保護の基準以下の世帯であります。そうした世帯に対して月1,500円の負担を押しつけるということは、市長が市政執行方針で述べられている「生き生きとした街づくり」、「生き生きとした人づくり」とか「やさしさ

と健康のまちづくり」とか、また「福祉のまちづくり」などにも相反するものであって、もしこれを実行するなら、「生き生きとした人づくり」や「福祉のまちづくり」という言葉は単なるうたい文句にしかありません。再検討が必要だと思いますが、市長のご見解をお尋ねいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の再質問にお答えします。

初めに、「道の駅」についてであります。私は美唄の活力づくりのため、本市農業と連携した「食」をテーマとする「道の駅」の建設が必要であると考えております。その施設内容等につきましては、平成17年度から調査検討することとしております。

近隣の「道の駅」の運営主体等について申し上げますと、三笠市では市が管理し、清掃等は民間委託、レストラン、直売所等は市の使用許可により民間が営業を行っており、奈井江町では商工会に委託、滝川市では組合を設立し委託、深川市では振興公社に委託をしていると承知しております。

各自治体の負担額につきましては、現在把握している範囲では多いところでは2,300万円程度、少ないところでは70万円程度となっております。

なお、奈井江町、深川市については、平成17年度から指定管理者制度を導入すると聞いております。

次に、市民負担についてであります。自立推進計画は自立に向けた第一歩を踏み出すためのものであり、今後とも十分な協議を通じ、市民の皆様と行政が進むべき方向性を共

有し、理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、市民説明につきましては、時期並びに形態など今後検討してまいりたいと考えております。

次に、水道事故に関する剥離剤の使用等についてであります。桂沢水道企業団では過去と同様の塗装方法では数年で部分的に塗膜がはがれてくるものと考え、旧塗装面を完全に除去することが必要であると判断し、塗装面の剥離効果に重きを置いて選定したものであります。浄水への影響及び成分についての認知が不足していたものと考えております。

次に、水質検査体制につきましては、事故調査委員会の結論を待って対応策を検討することとしております。

次に、煮沸の根拠については、北海道環境保全課からジクロロメタンは煮沸を行えば問題はないとの指導を受け、企業団において煮沸実験を行い、ジクロロメタンが基準値以下になることを確認した上、厚生労働省にそのことを報告し、了解を得たところでございます。

次に、美唄ダム水系の検査体制についてであります。美唄ダム原水の水質などの異常確認については、毎週水源のパトロールを実施し、美唄浄水場において測定機器による水質の監視を行っているほか、魚による目視観察を行っております。これら測定機器での異常や、職員がにおい、色などの特別な異常を確認したときには、美唄ダムの原水を確認し、状況により原水の取水停止と水質検査を行うとともに、市民に対し速やかに広報活動を行ってまいります。

次に、緊急時の対応についてであります。今回の事故を参考に広報車による啓宣の方法等を見直すとともに、市としての文書配付の依頼や電話、ファックス等により市民周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民バス体系の見直しについてであります。平成13年度に設置したバス問題懇話会等において今後全市的なバス交通体系について路線や方法等を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、東明中央団地などの計画についてであります。入居者の意向や立地状況などを踏まえ、現在策定しております「ストック総合活用計画」の中で、建て替え、統廃合、保全などについて検討を進めてまいります。

なお、屋根の落雪などにつきましては、高齢な世帯から順次小屋根の設置をしておりますが、今後におきましても現地の状況など十分把握し、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、市営住宅使用料の減免についてあります。減免割合の設定に当たりましては減免の趣旨や道営住宅並びに周辺市町村の状況などを踏まえ、収入に応じた負担となるよう設定したものでございます。自立推進計画の公営住宅使用料等の見直しにつきましては、駐車場の使用料について周辺市町村など調査の上、今後検討していくとしております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君 平成17年第1回定例会にあたり、すでに通告してあります大綱4点について、市長並びに教育長にお伺いします。

先般平成17年度予算案の発表がありました

が、本市にありましてはいまだ長引く景気の低迷等による市税の減収、人口減少に伴う地方交付税の減額、また三位一体の改革の影響により一段と深刻な財政状況になっております。今後も美唄が自立していくためには、なお一層の財政の健全化が求められ、市民サービスを落とさない努力を続けるためのあらゆる知恵を出していく必要があります。

そこで、大綱の1点目、行財政改革について、行政効率化への取り組みについてお伺いします。2003年4月1日に施行されましたエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正では、エネルギー使用量の大きい業務部門に対しても大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みが導入され、エネルギー管理の強化が行われました。省エネルギー対策の目標として、原油換算で年間160万キロリットル削減を目指しており、そのうち100万キロリットルはE S C O事業の活用により削減効果が期待されています。E S C O、エナジー・サービス・カンパニー事業とは、省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供するビジネスです。E S C O事業者は、顧客に対し工場やビルの省エネルギーに関する診断をはじめ、方策導入のための設計、施工、導入設備の保守、運転管理、事業資金の調達などの包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証します。E S C O事業者は、顧客の省エネルギー効果の一部を報酬として受け取ります。本市としましても徹底したコスト削減を図るために、公共施設のエネルギー設備、機器の運用等の

実情を調査し、省エネルギー対策の観点からもＥＳＣＯ事業の導入を検討してみたらどうかお伺いします。

大綱の２点目、中心市街地活性化についてありますが、市長は平成17年度の市政執行方針で、主要施策として中心市街地を活性化するため、「中心市街地活性化基本計画」を策定し、魅力ある商店街づくりに向けた取り組みを進めてまいりますと述べられていますが、具体的にいつまで策定し、実行されるのか、そのタイムスケジュールと市長が考えています魅力ある商店街とはどのような形なのか、まずお伺いします。

本市の人口もピーク時の昭和31年に9万2,150人を数えた後、炭鉱閉山等による要因で人口減少に歯どめがかからず、現在では3万人を割る状況になり、加えて少子高齢化がどんどん進み、高齢化率も28%に達し、あと10年もたてば団塊の世代が65歳を迎え、30%以上になることは時間の問題であります。こうした本格的な高齢社会に対応するため、国は歩いて暮らせるまちづくりのための基本指針を策定し、06度をめどに地方自治体における歩いて暮らせるまちづくり計画の策定を推進する予定と聞いております。具体的に言いますと、自宅から徒歩、自転車、公共交通機関などで行ける範囲に医療機関があり、郵便局があり、役所があり、商店があり、また遊ぶところなど日常生活の諸機能が集約された安心、快適の歩いて暮らせる生活ゾーンを形成する必要があります。そのためにも特にＪＲ線から西側地域の中心市街地などでユニバーサルデザインの視点を持ったまちづくりを推進するとともに、高齢者や障害のある方の住宅な

どの居住空間を優先的に確保することが大事であると思いますが、市長のご所見をお伺いします。

次に、大綱３点目は、防災、防犯について、安心、安全まちづくりについてありますが、総務省は平成16年7月30日、地域の活性化の大前提として、身近な生活空間における地域の安心、安全の確立とコミュニティの活性化に資するため、地域安心安全ステーション整備モデル事業の選定を行いました。16年度においては、先行的にモデル事業として実施され、17年度以降全国的な普及が図られることになっております。具体的には、国の助成措置があり、100カ所程度実施する予定になっております。この事業の背景には、大規模地震災害の危険性が高まっていること、また空き巣やひったくり、振り込め詐欺、幼少年少女を対象にした犯罪の増加、また犯罪の凶悪化が進む現在の社会情勢があります。

一方、これまで地域社会の安全に貢献していたコミュニティ活動そのものが弱体化してきており、改めてコミュニティ活動をベースにした地域の防災、防犯体制の強化を図ることが背景にあります。特に災害時の緊急事態発生においては、警報伝達や住民避難、救助を迅速、的確に行うためには消防機関の組織力では限界があり、地域の消防団、自主防災組織、ボランティア等が活躍することが何よりも有効であります。たとえば平成7年の阪神・淡路大震災では、救出者の約98%が住民みずからの活動であったと聞いております。本市にありましても例外ではなく、つい最近では2月に起きた桂沢の水道に有害物質が混入した問題、またインターネットを利用

した脅迫事件等、こうした一連の問題や事件の影響はみずからが暮らす地域が安心、安全であるという意識を低下させていきます。これからは、高齢化がもっと進みます。そのためにも安心して暮らすために地域の安全はどのようにして確保すべきなのか、ソフト、ハードの両面で考える必要に迫られています。一日も早い市民の安心、安全な生活の確保のために、道や国にも積極的に働きかけ、防災と防犯が連携の上、住民と手を組んで地域の力を結集した取り組みが重要であります。市長のご所見をお伺いします。

次に、大綱４点目は、教育行政に関連して文化芸術の振興についてお伺いします。一口に文化芸術といっても大変ジャンルが広く、また奥の深い領域であります。私は文化芸術の持つパワーは人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであると認識しております。昨年の３月定例会でも取り上げましたが、美唄市として文化芸術の振興に対してその後の条例制定に向けた取り組み経過と現在の状況と今後の進め方についてお伺いします。

教育長は、平成17年の教育行政執行方針で、アルテピアッツァ美唄は本市芸術文化の交流及び情報発信拠点施設として整備充実を図るとともに、各種コンサートや個展等の文化事業を促進してまいりますと述べていますが、新年度予算におけるアルテピアッツァ美唄整備事業に音の広場整備等に980万円が盛り込まれていますが、音の広場のネーミングの由来、また具体的な内容と目的、そして今後

の整備計画はどのように考えておられるのか、あわせて過去平成13年度からの市内、市外からの入館者数の実態について教育長にお伺いします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、行政効率化への取り組みについてありますが、効率的な行政運営を進める上で事務事業の見直しとともに施設の管理運営にかかわる経費を節減することは、常に取り組んでいかなければならないものであると考えております。

これまで庁舎をはじめ各施設においても管理経費の節減に努めてきたところでございますが、ご指摘のＥＳＣＯ事業は施設における、特に光熱水費の節減を目的に導入する企業がふえ、自治体においても病院や学校施設、庁舎などで導入している事例があると承知しているところでございます。この事業の認定を受け、地球温暖化につながることなどの効果がある場合は、国から改修工事費の一部助成があることから、道内でも事業の導入を検討している自治体もありますので、美唄市といえどもこの制度の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、中心市街地活性化についてありますが、中心市街地活性化基本計画につきましては１月24日道庁において道の関係部署及び経済産業局など関係機関への最終的な説明会を終了し、今後調整を行った上で平成17年度に国へ提出することとしております。

中心市街地の果たす役割は大きなものと考えており、買い物や医療、交通の拠点となる

コンパクトでバリアフリーな中心市街地は高齢者や障害者にとっても便利なものとなります。少子高齢化が進む中、人が集い、交流や情報の交換ができ、買いたいもの、食べたいものがそこにあり、温かみと安心、そして喜びや満足が感じられるところが魅力ある商店街ではないかと考えております。こうした視点から、現在「中心市街地活性化基本計画」の中に道営住宅の建設を盛り込むとともに、民間活力を導入しながら「まちなか居住」を進め、中心市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、安全、安心のまちづくりについてありますが、近年の社会情勢を反映し、新たな手口の犯罪の増加や交通事故により高齢者や児童生徒が事件に巻き込まれる例が増加しております。

また、台風や地震などの自然災害においても高齢者等が災害の犠牲者となっております。こうした新たな犯罪や交通事故から市民の皆様を守るため、従来からの地域安全活動とともに生活安全条例を制定することとしております。

また、自然災害についても高齢者等をどのように守っていくか課題であり、その対策としてこれまでの市や警察、消防など従来の枠組みの中での取り組みでは十分とは言えない状況となっているものと考えております。

このためこれまでの取り組みに加え、地域コミュニティ活動を促進し、関係機関、地域住民が一体となった防犯、防災活動を進めていくために、国の制度を活用した事業の検討などに取り組んでまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 本郷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、文化芸術の振興についてですが、文化芸術振興条例等の制定に向けた取り組みにつきましては、国の「文化芸術振興基本法」を受け、文化芸術の持つ役割や意義を踏まえ、教育委員会といたしましてはこれまでに個性ある豊かなまちづくり、すべての市民が文化を享受し、文化を発信できるまちづくりなどを目指して美唄市文化芸術振興指針づくりの取り組みを進めてきたところでございます。先般指針の素案段階で、社会教育委員会や市内の文化団体等に概要の説明を行ったところですが、今後それぞれの団体からご意見やご提案をいただき、さらに内容の検討精査をしてまいりたいと考えております。

また、アルテピアッツァ美唄についてありますが、ネーミングをいたしました音の広場とは旧火葬場の跡地で南側を流れる落合川の清流や木々を吹き抜ける風の音などをイメージしたものでございます。現在旧火葬場跡地につきましては、建物の解体後は未整備となっておりますが、多くの人々が最後を見送られた場所でもあることから、緑化整備をすることにより亡くなった方々の鎮魂にもつながるものと考えております。

整備内容につきましては、基盤切り盛りなどの敷地造成工及び芝吹きつけの緑化工をそれぞれ7,300平方メートル、排水溝170メートルなどを行うほか、道道美唄富良野線には誘導案内板2カ所の整備を予定しているところでございます。アルテピアッツァ美唄につきましては、今後におきましても多くの方々に

おいでいただけるものと考えておりますことから、財政事情や民活導入による整備手法などを十分考慮しながら、素朴で人々の心に感銘深い共感を与えることのできる空間として整備に努めてまいります。

なお、入館者数につきましては、平成13年度7,529人、平成14年度1万3,771人、平成15年度3万3,221人、平成16年度は2月末で2万6,019人となっており、市内外の割合は市内の方が20%、市外の方が80%という状況になっているところでございます。

●議長中西勇夫君 16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君 自席から2点ほど再質問をさせていただきます。

1点目は、中心市街地活性化についてであります。これは私過去に2回、3回ほど質問させていただきました。市長もご承知のとおり、いま大型店の競合の時代が始まっております。市内はもとより市外周辺におきましても、具体的に自治体の名前挙げますと近隣の三笠市、岩見沢市に進出しています大型店の影響は、これは商工会議所が中心になって、昨年ですか新聞で報道されていましたが、要するに反対ということで。実際に反対といったって、それはなかなか権限のあるものではないわけですが、いずれにしてもこうした状況にあるということで、本市の商業者にとっては大変深刻な状況下にあります。この競争がこれからますます激化して、仮にもし地元の大型店が撤退するようなことが起きましたら、美唄市民の方は一体どこに買い物に行けばいいんでしょうか。そうすると、もはや一商業者の生き残りだけの問題ではなくて、美唄市全体の大きな社会的な問題

になると思っております。私は、多くの市民から寄せられる声として、特に高齢者、障害者の方からですが、冬の除雪のこともあります。近くに店があって、病院があって、公共施設があるところに住みたいとの希望の声をよく耳にします。そのためにも現在進められていますが、公営住宅の建て替え計画の中にこれからの少子高齢化社会に対応するためにも中心市街地に市営住宅の建設は必要であると思いますが、まず市長のお考えをお伺いします。

次に、アルテピアッツァ美唄の整備事業につきまして、以前よりアルテピアッツァ美唄の整備事業につきましては多くの市民の方から賛否両論があります。ただいまの答弁で、現在利用者が年間2万人以上の方が訪れていますが、残念ながら地元美唄市民の利用者は約20%程度という実態であります。市民から見ますと、いままでアルテピアッツァ整備事業に多くの税金を投入してきたわけですから、もっと多くの市民の皆さん方が利用できるような付加価値をつけることが大事ではないか。たとえば年に何回か野外でのイベントをするとか、そして同時に経済効果が生まれるような仕組みをつくるとか、この点につきまして教育長はどのようにお考えなのかお尋ねします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 本郷議員の再質問にお答えします。

市街地中心部における公営住宅の建設についてであります。まちなかにおける住宅の供給は、空洞化が進む市街地中心部のにぎわいの創出とあわせて少子高齢化に対応した良

好な居住環境をつくり出すことにより、定住人口の増加が図られるものと考えております。

公営住宅の整備など今後の計画につきましては、本年度策定をしております「公営住宅ストック総合活用計画」で従来の直接供給のほか、借り上げ公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅など、公的な資金を活用した民間活力の導入など、多様な供給方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 本郷議員の再質問にお答え申し上げます。

アルテピアッツァ美唄についてでありますけれども、アルテピアッツァ美唄は全国に美唄を発信することができる交流文化芸術の拠点施設でありまして、ただいまご答弁申し上げましたけれども、道内外からも大変多くの皆様に来場いただいているところでございます。一昨年実は行幸啓ありましたけれども、あのときに美唄市民の方でも初めておいでになった方が結構いらっしゃいました。そんなことから、今後におきましては市民の皆さんもアルテピアッツァ美唄により多くの方が気軽に足を運んでいただけますように、アルテピアッツァ美唄友の会などの民間団体と協力してイベントや講演、コンサート等の機会の提供に取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

5 番小関勝教君。

●5 番小関勝教君（登壇） 平成17年第1回市議会定例会に当たり、さきに通告のとおり大綱3点について市長にお伺いをいたします。

まず、大綱1点目は、農業行政についてで

あります。

1 つは、昨年よりスタートした新たな米対策における補てん制度についてであります。北海道産米の米価は、過去最低水準近くまで低迷する中、米改革に伴う補てん金の減少に米生産地が悲鳴を上げています。こんなときにこそ役立ってほしい補てん制度は、全く期待外れ、低米価でも補てん金が出ない担い手経営安定対策に生産者の怒りはおさまらない状況にあります。米改革初年度に早くも明らかになった制度のほころびに、いますぐ抜本的な制度改正をと生産者は切実に訴えています。

2月23日の入札では、きらら397が1俵1万2,601円、ほしのゆめが1円安の1万2,600円と、さらなる低米価となり、この米価から米の販売対策費または流通経費等の手数料を引くと、農家の手取りは1万円を切る状況になり、生産費が1万2,000円から1万3,000円かかると言われている中、つくるだけ損をしてしまうのではないかという声も出ております。この現実を考えると、美唄市の基幹産業である農業は米を主体としていますが、これからの生産体制は今後どうなるのか心配でなりません。国の補てん制度には、「担い手経営安定対策」と「稲作所得基盤確保対策」の2つがあります。問題なのは担い手経営安定対策で、この対策は直近3カ年の10アール当たり稲作収入の平均を基準収入とし、当年度の収入が基準収入を下回った場合発動されます。北海道の米価の場合、補てん発動の基準となる基準収入水準が低過ぎて、1俵当たり価格が1万1,000円程度まで下がらなければ補てんができないのです。セーフティーネット

としての機能が全く働かず、制度の存在意義さえ問われても仕方がないのであります。特に美唄市では、農業関係団体、機関との連携で、農家へ積極的に担い手になるよう勧め、農地の集約を図っているところでございます。国の農政政策も担い手重視の方向性を打ち出しています。担い手経営安定対策は、このような事態を招かないための米改革ではなかったのかなと私は思います。美唄市の基幹産業である米に対し、農業を守るためにも早急に再生産が可能な制度改正が求められていたところでもあり、国はこれを受け入れたとの情報もあるようですが、その具体的な内容と今後の対応について市長にお伺いをいたします。

2つ目に、米の地産地消に向けた食率向上についてであります。北海道における米の生産量は、平成16年度約61万トン強、俵数に直しますと1,037万俵であります。一方、道内の年間消費量は約37万トン、俵数で629万俵であります。しかし、この消費量もその実態は道産米が約374万俵、残りの約255万俵は他府県の米でいま道内が賄われております。このため北海道は、府県に向けた道産米、残りの約663万俵の販売展開も強化をせざるを得ない状況にあります。米の全体需給は引き続き減少しており、逆に府県産米の道内への売り込みも激化をしている状況にあります。このために府県までの流通経費が道内販売よりも余分にかかり、また販売経費も同様にかかるのであります。少しでも経費の削減を図るべく、道内食率を現在よりも20%上げることににより、生産者の手取りを押し上げることにもつながるのではないかと、このように思います。

このような事態を踏まえ、道は平成17年度

より道内食率向上推進体制の拡充、強化を図るべく、道内の水稻作付面積を維持し、安定的な生産を確保するために、消費の一層の拡大が重要であり、特に道内における道産米の販売拡大、食率向上が緊急の課題だと言っております。いままで道内の食率は、平成3年にきらら397がデビューしたときの55%を記録いたしました。平成8年には37%まで下落をし、その後平成10年にはきらら397、そしてほしのゆめの食味値がAランクへ格上げとなり、これを追い風に平成13年度で60%まで上昇いたしました。しかし、これ以降今日までは横ばい傾向にあります。さきにも言いましたが、道内食率を上げることは当然生産者所得の向上にもつながることとございます。美唄市も基幹産業の農業を守るべく、食率向上に向けた方策、対策を図る必要があると考えますが、現在美唄市内における地場産米の消費状況と道が示している食率80%の目標に対する美唄市内における今後の販売対策、また実効ある消費拡大となるような実践活動をどのように展開していくべきか、市長の考え方をお聞きいたしたいと思っております。

大綱2点目は、税務行政についてであります。国は、いま財政再建に向け、三位一体のもとに各種助成金の削減等や地方交付税の減額を図っていかうとしています。

また、道も道政難から財政調整基金の取り崩しをし、総額で2兆9,306億円の新年度的一般会計予算を組むものの、赤字再建団体に転落が現実味を帯びるほど悪化をしております。このような状況下で、美唄市も平成17年度の予算が厳しい中で行政執行を行わなければならない現状にあるというふうに思います。新

年度の一般会計は171億3,000万円で、前年比から見ますと約2億8,300万円の減であります。市民への行政サービス低下を最小限にとめても執行には大変努力が必要だと思います。この現状をしっかりと市民の方々にも理解を求めつつ、ともにこの難局を乗り切らなければ、本当の自立の道は開けないと考えます。

一方、市の財政難の1つに、私は市税や国保税、また水道料金等の使用料、手数料などの未納、滞納が要因ではないかというふうに思います。私は、平成15年9月の平成14年度決算審査特別委員会において、未納、滞納額について質問しており、理事者側からは約7億6,000万円の滞納額があるという答弁をいただきました。この金額を聞いてびっくりを通り越して唖然としたことをいまでも覚えております。この折に今後の収納対策はどうかあわせて聞きました。期間を定めて職員が各戸を訪問して収納に努める、こういう答えでもあります。

また、滞納の時効期間はあるかというお聞きをしたところ、5力年を経過したものは不納欠損扱いになる。すなわち、滞納税を払わなくて、それでよいというふうな答えでもありました。これでは、経済的に苦しくてもきちっと納付を続けている市民の方々は不満を抱かざるを得ないのではないのでしょうか。私は、まず不納欠損に及ぶ前の収納体制を早急に講ずるべきと考えますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

また、私は市として税の公平性を示す必要があると思います。特に悪質な滞納者の氏名を公表する等の条例を制定してはと聞いております。すでに道外では、神奈川県小田原市

で平成12年に施行が行われ、これらを含めて2市2町で施行されております。道内では、芦別市がこの17年度施行される見通しと聞いております。ほかに夕張市、羅臼町でも同様の条例制定に向けて動きがあると聞いております。美唄市においても今後の収納率向上に向けた対策として、また市民の税の公平性を確保するためにも市税等の特定の滞納者に対する特別措置に関する条例制定に向けての検討をすべきだと私は考えますから、不納欠損対策とあわせて市長の見解をお聞きしたいと思います。

大綱3点目は、環境行政、特にごみ処分場についてであります。平成14年12月まで南美白根地区において可燃ごみは焼却処理、不燃ごみは埋め立て処理を行ってきていました。焼却処理については、ダイオキシン問題等で処理ができなくなり、現在計画を進めている茶志内地区での最終処分場へのごみ処理を行うこととしていっていると思っております。この茶志内地区の最終処分場につきましては、供用開始が平成19年から平成33年の15力年で処理するというふうにされておりますが、当然平成19年供用開始に向けては、本年から工事に着手するわけです。この工事着手する前の茶志内地区における地域住民の方々とのコンセンサスを終えているのかどうか、まずお聞きをいたします。

一方、平成10年9月10日に岩見沢、美唄、三笠、夕張、栗沢、月形、北村の4市2町1村で「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」が設立され、可燃ごみ処理の広域化に向けた検討を進めてきていると聞いております。この経過と今後の見通し等、どの程度まで協

議が進められているのか、また茶志内に計画をしている最終処分場での可燃ごみ等の取り扱いがどうなるのか、これらの対比について市長にお聞きをいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 小関議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、担い手経営安定対策等についてであります。平成16年産米の現状を踏まえ、道などが中心となり国へ要望してきた「稲作所得基盤確保対策制度」及び「担い手経営安定対策制度」の見直しについては、全国の作況指数に比べて10ポイント以上乖離した異常年が2年以上ある場合には、17年産米の基準価格及び基準収入の算定について異常年を除く直近3年平均とすることができるとした特例措置の方針が先般国から示されたところであり、このことは関係機関、団体を挙げて要望してきていた成果であると考えております。今後は、「北海道水田農業推進協議会」が「稲作所得基盤確保対策」及び「担い手経営安定対策」の実施方針の変更を国に申請し、承認を受けると聞いておりますので、変更内容につきまして生産者に伝えてまいりたいと考えております。

次に、米の食率向上対策についてですが、道は本年1月25日に「北海道米食率向上戦略会議」を設立し、道内における道産米の消費拡大に取り組み、平成22年度までに道産米の道内食率を主産県並みの80%に引き上げることとしております。

本市におきましては、これまでも美唄産米の消費や販路の拡大を図るため、ハーブによる減農薬栽培や「北のクリーン農産物表示制

度」への登録促進、学校給食や市の施設の利用拡大、さらには各種イベントを活用したPRなどに努めてきたところでございます。

また、美唄産米の消費動向は、平成15年に「農業フォーラム実行委員会」が実施した市民アンケートの結果によりますと、道産米の消費割合は80%、また美唄産米の消費割合は66%と比較的高い状況にあります。

こうした状況にはありますが、本市の農業が米を基幹に今後とも持続的に発展していくためには、市民の協力のもとに地産地消の取り組みなどを通じて米の消費拡大をさらに図っていくことが必要であると考えております。

このため、今後は農業団体や商工団体などと連携して、飲食店などにおける農産物の利用実態調査を行い、美唄農産物の消費や販路の拡大にいかしてまいりたいと考えております。

次に、収納対策や不納欠損についてですが、これまで全庁的に管理職を動員した市税等収納特別対策本部や市税等収納推進対策本部のもと、滞納整理強調月間や強化週間を実施し、滞納整理に取り組んできたところであります。

今後におきましても一層の収納体制の強化を図るとともに、高額滞納者等に対しては法的処分を前提にした滞納処分を実施するなど、収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、不納欠損につきましては、納税折衝の強化や滞納処分の早期着手に努めるなど、不納欠損額の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、特例措置に関する条例の制定につい

てであります。空知管内におきましても収納率の向上に向け、滞納者に対し行政サービスの制限や氏名公表を盛り込んだ条例を制定している自治体もあります。

本市におきましても収納率が年々低下してきている状況にあることから、収納率向上対策は大変重要な課題であり、税の負担の公平を図る観点からも滞納処分の強化や行政サービスの制限の検討など、滞納対策を講じていくこととしております。

なお、氏名公表については、慎重に対応しなければならないものと考えております。

次に、最終処分場整備に伴う住民合意についてであります。最終処分場の処理水の放流河川から農業用水を取水されている聖化溜池支線組合とは本年2月に協定書を取り交わしたところでございます。現在は、茶志内5連合協議会との一定の理解を得ておりますが、今後合意に向け調整して、早い時期に地域住民のご理解を得て工事に着手したいと考えております。

次に、「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」についてであります。昨年1月に生ごみを含めた可燃ごみの広域処理を平成24年度から行うことといたしました。本年度は、施設整備に向けてのタイムスケジュールや施設の設置場所などについての検討を行っており、今後は各候補地のメリット、デメリット等を検討した上で数力所を選定することとしております。

なお、茶志内地区での可燃ごみの処理は平成19年度から平成23年度まで暫定的に処理し、平成24年度からは広域処理施設で処理することとしております。

●議長中西勇夫君 5番小関勝教君。

●5番小関勝教君 自席から2点ほどお伺いいたしたいと思います。

環境行政、ごみ処分の関係ですけれども、いま答弁いただきましたけれども、本年度は施設整備に向けてのタイムスケジュール等ということで、「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」の関係で答弁いただきました。この中でそれぞれの地域、7市町村があるわけですけれども、可燃ごみ処理施設、この導入については今後各候補地のメリット、デメリット等検討した上で数力所を選定することとしているということですが、これらの部分もそれぞれ行政がいままで焼却施設等を持っていたところもあろうと思いますけれども、でき得ることであればこの広域ごみ処理施設についても美唄に誘致をするような考え方がとれないのかどうか、この点1点。

さらに、ごみの有料化の実際の実施時期、それとどの程度のごみの有料化の料金設定を考えているのか、この点。

それから、有料化にあわせてごみの減量化の方策として、いまそれぞれ道内で販売され、国内でも販売されておりますけれども、道内では特に126自治体がいま有料化になっていようかと思っております。このうちの約72カ所ですでに有料化に対する電動のごみ処理機、これについて半額助成等を実施しているところがございます。本年から旭川も札幌も有料化に向けてこのごみ処理機に対しての助成がなされるという新聞報道も出ております。いずれにしても、19年から施設が、埋め立て最終処分場が供用開始するわけですが、この前段でお聞きをしているごみの有料化の実施時

期と兼ね合いながら、これらについて市民の方々にこの助成内容等をアンケートでその需要的な調査を求めることができないのか。

また、助成をすべきかどうかというについてもそのアンケート調査等の中で確認をし、もし仮に市内の中で6割、7割の方が自分の台所で処理のできるような体制であれば導入を図るとすれば、いま考えている茶志内の最終処分場への埋め立てのものも減量化が進む。仮に15年の供用期間があっても6割、7割が自分の家で肥料化に向けていければ、その供用期間も5年、10年先延ばしをする。そんな形でいけば、いま実際に計画をしている事業費を割り返しペースで持っていくと、仮に電動処理機を助成をかけたとしてもそのスケールメリットの方が、どちらが大きいのか、そのことも計算をすればすぐ出ることであると思います。市民1人ひとりがこのごみの減量化、そして環境に対する意識の向上、こういうものを図ってもらうために、何とかアンケートによって意識改革、また意識の啓蒙を図っていただきたい、こんな思いであります。

この3つについて市長の考え方を再度お聞きをしたいというふうに思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 小関議員の再質問にお答えします。

広域ごみ処理施設の融資等についてありますが、現在「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」で候補地の検討を行っております。施設の誘致につきましては地域住民のコンセンサスが必要と考えますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、ごみの有料化についてありますが、

ごみの有料化はごみ処理に要する財政負担の軽減だけではなく、ごみ排出量を減少し、環境に与える負荷の軽減にもつながるものと考えており、平成18年度の実施に向け、今後昨年12月に設置した「廃棄物減量等推進審議会」におきまして実施方法や料金などについてご審議をいただくこととなっております。

次に、電動生ごみ処理機についてであります。生ごみ減量の一手法として考えられますことから、アンケート等により市民の需要を調査してまいりたいと考えております。

また、アンケートの内容につきましては今後検討してまいりたいと。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

10番米田良克君。

●10番米田良克君（登壇） 2005年第1回定例会に当たり、大綱2点について市長並びに教育長にお尋ねをいたします。

大綱の1点目は、まちづくり基本条例についてであります。自立を進める美唄としては、自立のまちづくりを進めるためにも極めて重要な役割を果たすという過去の議会議論がございますまちづくり基本条例、これの制定についてお尋ねをいたします。市長のまちづくり基本条例についての考え方、この制定時期、準備作業の進捗状況などをお伺いいたします。

もう1つは、個別テーマの条例との関連についてお尋ねをします。1日の市政執行方針演説の中では、生活安全条例、そして美しきまちづくり条例をつくるということが述べられました。これら個別テーマの条例と基本条例との関連はどのようになっているのかお伺いをいたします。あわせてこれら名前の出てまいりました条例について、市民の意向集約

をどのようにして行うのかお伺いをいたします。

次、大綱2点目は、教育行政についてであります。まず最初に、卒業式・入学式についてお伺いをいたします。このことにつきましては、昨年の第1回定例会、調べてみますとちょうど9日になっていましたが、にもお伺いしております。大分いろいろな面からお尋ねをいたしました。私は、日の丸や君が代を卒業式や入学式に強制すべきではないという基本的な考え方を持っておりまして、その立場から教育委員会の考え方をただしてまいりました。そして、当然子どもたちの思想信条の自由、良心の自由、内心の自由、そういうものが守られるべきであると、こういう立場に立ってお尋ねをしてきたわけですが、なかなか私が望むような答弁にはなっていないわけです。その後教育基本法の改正問題等も取り上げてお尋ねもしてまいりましたが、美唄市教育委員会としての判断というものが具体的には出ないという状況が続いております。きょう同じ卒業式、入学式を取り上げるわけですが、少し違う視点からお尋ねをしたいというふうに思います。

最初に、東京都の状況についてお尋ねをいたします。東京都公立学校教職員組合の徳永さんという人の文章をちょっとご紹介します。タイトルは、「入学式・卒業式から子どもと民主主義が消えた」というものです。東京都教育委員会は、2003年10月23日、「入学式・卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」という通達を出した。この通達は、これまでの入学式・卒業式を一変させた。それまでの入学式・卒業式は、各学校で子ど

もや生徒の作品を展示したり、在校生のお祝いの言葉や作品を飾ったり、式の中で卒業生の将来の夢を語ったり、実行委員会をつくり卒業式の順番を考えたりなどのさまざまな工夫と夢が盛り込まれていた。子どもにとっても教職員にとっても保護者にとっても入学式は最初の授業であり、卒業式は最後の授業という認識があった。式の中で笑いがわき上がり、涙がこぼれることもある。子どもたちの夢が語られ、未来を同席者全員で描くということもあった。確かにそれまでも日の丸、君が代はあったけれども、そこに強制も圧力も監視もなかった。来賓の祝いの言葉は、ゲストティーチャーの言葉として受け取り、みんなの総意としてつくり上げた卒業式に民主主義を感じた。しかし、都教委が出した実施指針は、国旗は舞台正面に掲揚、屋外の国旗掲揚、掲揚の時間指定、国歌の式次第への記載、斉唱時の起立、ピアノ伴奏、舞台壇上での証書授与、教職員の服装など事細かに決めていた。もし校長の職務命令に従わなかったら、服務上の責任を問うというおどしもついていた。この実施指針によって、式の主人公は子どもであり、式は授業であり、将来を祝福する場であるという雰囲気は壊れた。学校、子ども、教職員、保護者は切り捨てられ、国家が全面に出てくる式に変貌した。子どもたちへも日の丸、君が代を強制するという形で子どもの意見表明権も無視し、教職員、保護者の思想信条の自由を侵害するという事態に至った。

都教委は、入学式、卒業式の君が代斉唱のとき起立しなかったとして、248名の懲戒処分を強行した。式の座席を指定し、幕の後ろ、

バルコニーの上など不起立者、ピアノ伴奏拒否を指導主事や管理職が探し回ったあげくの異常な処分だった。そして、8月には服務事故再発防止研修を強行した。日の丸、君が代と入学式・卒業式との関係に一言も触れることなく、研修者の質問にも一切答えることなく、自覚を求め、反省を促すことを目的に、ただただ公務員の法令遵守の徹底を強調した。研修を強制された教員たちは、東京地裁にこの研修の執行停止を訴えた。この訴えに対して地裁は、内心の自由に踏み込めば違憲、違法の可能性があるという見解を出した。この研修は、処分を不当として人事委員会に提訴している被処分者に対し著しく精神的苦痛を与えるものである。これは、二重の処罰を意味しており、法律が禁じているものである。

また、式の中で生徒が起立しなかったことの責任を問い、さらに67名の教職員に嚴重注意。9月には、校長に生徒を指導することの職務命令を教職員に対して出すように命令した。子どもたちの思想信条の自由を踏みにじる行動を教職員に強要したのである。ある生徒は言う。「先生に言われたから座ったわけではありません」と。子どもの権利条約の意見表明権を真っ向から否定した命令だった。人間の尊厳と精神活動の自由さを憲法は保障している。これまでの日本の歴史、特にファシズムや軍国主義の非人道的行為への歴史的反省として、思想信条は重要視されなければならない。特定の思想の強制、行動の統制があってはならない。

また、思想信条を理由に不利益な取り扱いを受けてはならない。これは、大人にも子どもにも保障されるべき基本的人権である。

また、子どもは成長の途上にあり、まだ人格形成の途中である。子どもの価値観の形成には国家介入や強制や脅迫はあってはならない。さまざまな価値観やいろいろな国の地域の歴史と真実に触れる中で、人生観や価値観を形成していく。その意味で子どもの権利条約の中に意見表明権や自己決定権がある。表現の自由やプライバシーの保護も。しかし、都教委の実施指針通達やその後の命令は、この権利をことごとく無視している。この文章まだ続くわけですけども、ちょっと長くて申しわけありません。都教委がここまで暴力的に何が何でもの姿勢で権力を振り回す、こういう背景をこの文章を書いた徳永さんは国家主義的な民族至上主義によるとしています。それは、石原都知事の発言にあるということです。石原知事の発言というのはこうです。国家や民族に帰属せざるを得ない人間社会の中で、私たちが何に対して最終的に責任を持つか。何によって恩恵を受けているかを考え、個人対社会を正確にとらえていくための1つのきっかけだというんです。さらに、教育委員会の毅然とした態度は大きな効果を生んだ。5年、10年たったら、恐らく首をすくめて眺めている地方は全部東京のまねをするでしょう。それが東京から日本を変えることになる。この発言は、東京都の教育施策連絡会という場で知事が発言したものです。

そして、2000年に東京都教育委員会は教育目標を変えたんです。それまで都の教育目標の中には、日本国憲法及び教育基本法 of 精神に基づき、また児童の権利に関する条約などの趣旨を尊重しという文言があったわけでした。ところが、これがそっくりなくなってしまい

ました。かわりに入ったのが我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を期し、道徳心や体力をはぐくみ、思いやりや規範意識のある人間、社会の一員として社会に貢献しようとする人間の育成、こういう内容が盛り込まれたわけです。私が改めて言うまでもないことですが、憲法というのは国の基本法で、それを受けて教育についての基本を定めたのが教育基本法です。

さきの議会質問でも教育委員会からは、現行教育基本法について高い評価をしているというご答弁をいただいています。これらを見捨てた教育はあり得ないと言えます。ですから、この東京のやり方が全国に広がるということは本当に恐ろしいことだと思います。国家権力が意のままに国民を動かす。それは、まさに戦争への道を再び歩み出すことだと思います。60年以上も前へと逆戻りすべきでない。これは、当然のことだというふうに思います。徳永さんという人が1人の教師として、卒業式はどうあるべきか、これを述べている文章をご紹介したわけです。この東京都の現状について、教育長はどのようにお考えになるのかお伺いをしたいというのがまず1つです。

2つ目に、近隣地域の動きについてお尋ねをしたいんですが、石原さんは5年、10年たったというふうに言っていると紹介したんですが、実はそんな時間はもう必要ないんです。昨年の卒業式・入学式について言えば、君が代を強行するにとどまらず、式の後に教育委員会が学校を回って君が代斉唱のときに起立しなかった教員個々に問いただす、あるいは詰問をするという、およそ私として

は考えられない動きを行った地域が美唄の近くにありますが、懲戒処分まではいかなかったんですけれども、これは明らかに憲法違反だと私は思います。教育行政の教育内容への明らかな介入で、教育基本法第10条にも違反する内容だと思います。美唄では、学校内で合意に達するよう十分に議論するとの考え方、これは繰り返し述べられておりますけれども、その考え方に変化はないと受けとめておりますけれども、ただいま述べたような近隣地域のような事態にならないということを考えておりますけれども、お考えがあればお尋ねをしたいと思います。

これらの動きとあわせて心配される事態が幾つかあります。入学式・卒業式で、今週の終わりから中学校の卒業式始まります。そこでの日の丸、君が代の明らかな強制が全国的に行われるようになってしまったんですけれども、それは現実です。そこでは、児童生徒の意思と関係なく、校長の指示や指導に黙って従うことを教職員や子どもたちに求めているわけです。そして、校長の指示に従わない教職員には懲戒処分だと。東京都の場合は、3回やったら首だと言っていますから。これをそういう具体的な姿を東京都を先頭に見せているわけです。これは、卒業式・入学式だけの問題では決してないというふうに思います。

1つは、教科書の問題です。ことしは、ことしということは17年度は、18年度から使う中学校教科書を定める採択の年です。これ4年に1遍回ってきます。4年前には、随分マスコミでも話題になりましたけれども、新しい歴史教科書をつくる会というところが出し

た、特に歴史分野の教科書です、中学校の。これが公立学校では採択がゼロだったわけです。しかし、今回は全国で10%の採択を目標に随分いろんな活動が行われております。つくる会というふうに縮めて言いますけれども、つくる会とか、それから同じ考え方の人たちの集まりである日本会議というところは、教科書問題と教育基本法、憲法問題、これはお国のために命を差し出す人づくりのための表裏一体の重要課題だと、そういう言い方をしております。この言葉は表裏一体の重要課題だと言ったのは自民党の幹事長代理の安倍さんなんですけれども、北海道でも十勝地区では地元から現職の大臣が出ておられるということもあって、つくる会の教科書採択への運動が非常に活発に行われているということを聞いております。

教科書採択の方法、仕組みを変えてでもつくる会の教科書を採択させようという動きは、もう4年前から続いておりまして、これは昨年のことですけれども、埼玉県の場合はつくる会の副会長だった人物を県の教育委員に知事が指名したんです。これは、かなり県内でも反対運動が起きたということがあります。つくる会の会報というのが出ていますが、昨年の7月には、今回4年たって新しい版になったわけです。内容が改定されています。日本を糾弾するために捏造された南京大虐殺、朝鮮人強制連行、従軍慰安婦強制連行などのうそは一切書かれていません。旧敵国からのプロパガンダから全く自由に書かれています。こういうことをはっきり会報の中で述べております。ただ、4年前の2000年度の検定の際には、書いていなかった南京大虐殺を、こ

れは当時文部省から書かなきゃだめだということと言われて実は書いたりしているんです。あるいは、朝鮮半島で行われた創氏改名などの植民地支配の実態の一部も、書く側としては不本意だけでも、それは書かざるを得なかったということです。ただ、今回の改訂版の歴史教科書で言えば、4年前よりも日本の侵略戦争、加害の事実を一層歪曲し、正当化した内容になっております。もちろん大東亜戦争肯定論の立場に立っています。戦争を賛美、肯定するという、そういう内容であることに変わりはありません。公民分野の教科書では、我が国の歴史の始まりとともに存在した天皇、皇室の意義をわかりやすく説く。それから、国防の意義を強調する。自衛隊は、我が国の防衛に不可欠な存在だと子どもたちが理解できるようにする。それから、憲法改正問題もタブー視することなく、子どもたちにわかりやすい形で問題を提起しています。こういう立場をとっています。これ昨年申し上げた心のノートの問題もあります。国を愛する心へと導こうとする中身を持っているということです。そのほかここずっと続いております自衛隊のイラク派遣、そして昨年12月、その延長を決めました。無批判に報道するマスコミによって、日本の自衛隊が海外へ出かけていって活動をするのは当たり前だという意識を国民の間に植えつけていっているということだと私は思います。それから、国のやることが正しい。国のやることに文句は言わせない。進んで国の方針に協力するのは国民だと、そんな日本の姿が見えてきます。イラクでとらえられた今井さん、高遠さんらが受けた自己責任論による激しい袋だたき、あれ

はまさに国の方針に従わない国民は国民にあらずだと、こういう意識が全国に広がってきている証左ではないかというふうに思います。

もちろん国民みんながそんなふうに考えているという状況ではありません。入学式、卒業式に日の丸、君が代を強制する自由だけがあって、立たない自由や歌わない自由がない。憲法に保障された思想信条の自由を主張したら、教育公務員であることを理由に非難されたり、懲戒処分を受ける。そんな美唄にはしたくないと私は思うのです。考え方は1つだけです。他の考え方は許されないとしたら、日本という国は日本のすぐそばにあるどこかの国に随分似たものになってしまうのではないかと、そういう心配をいたします。私がこんなふうに恐れたり、心配するのは、杞憂にすぎないのでしょうか。教育長の見解をお伺いしたいと思います。

2つ目の小中学校の学習指導について伺います。教育行政執行方針の小中学校教育の学習指導についてお尋ねをしたいんですが、子どもの学習状況を的確に把握し、個に応じたわかる授業で確かな学力の育成を図るために少人数指導や習熟度別指導、チームティーチングなど指導方法や指導体制の工夫改善に努めるとあります。この中の習熟度別指導については、昨年3月議会で質問をいたしました。その際私なりに、これはかなり問題を含んでいるという趣旨で質問をさせていただいたんですが、そのときは管内、道内の先進地を調査研究し、各学校に適切な指導、助言をする。まとめて言うところという答弁でした。これらの調査研究の結果として、今回の方針の中に載ってきたのかと思いますけれども、

習熟度別指導を取り入れるとの判断になった経過をお尋ねをしたい。

また、今16年度に市内の学校でどの程度この習熟度別指導が取り入れられているのか、これもお伺いをいたします。

次に、もう1つ、教職員研修についてです。これも方針の中で、一層の充実に努めるというふうにあります。これらの新年度に向けて教職員研修について新たな考え方があればお伺いをしたいということです。公開研究指定校とか研究奨励事業などのことが書かれておりますけれども、これらの実施状況についてお伺いをいたします。

また、去年の質問でも日々多忙な学校の日程の中で研究会参加がなかなか難しいということでお尋ねをしたわけですが、研究会参加を奨励したいということを述べられておりますから、学校の中が研究会参加を奨励しても大丈夫な状況になっているのか、多忙な状況の解消が進んでいるか、教育委員会の判断をお伺いしたいと思います。

また、方針の中にはありませんが、教師の人間としての研修の必要についても昨年お尋ねをいたしました。これらについても考え方をお伺いをいたします。

●議長中西勇夫君 米田議員の質問に対する理事者答弁は、午後からといたしたいと思えます。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時10分 開議

●議長中西勇夫君 休憩前に引き続き会議を

開きます。

午前中の米田議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

まちづくり基本条例についてであります。地方分権の流れや住民意識の高揚などを背景として、全国各地で自治基本条例あるいはまちづくり基本条例の制定の動きが見られています。本市においても今後の自立に向けたまちづくりを市民の皆さんとともに進める上で基本的なルールが必要であると考え、条例制定に向け、検討作業を進めているところでございます。

この条例は、まちづくりの基本理念を定めることにより、他の条例や計画等の策定指針となる基本条例としての性格を持つとともに、市民の皆さんの権利等を明確にし、市の組織、運営に関する基本的事項を定めるなど、まちづくりに必要な基本原則を網羅する総合条例としての性格をあわせ持つものであります。現在市民5名、職員5名による「わたしたちの自治検討委員会」で平成18年度中の制定を目指し、先進自治体の条例研究、条例の構成の検討などを行っております。

次に、個別条例との関連についてありますが、まちづくり基本条例はまちづくりの指針となる基本条例であることから、「生活安全条例」「美しきまちづくり条例」等はこの条例に基づき制定される各分野ごとの条例として位置づけられることとなります。

また、市民の皆さんからの意見の集約方法については、条例素案を策定した段階でまち

づくり地区懇談会での説明及び意見交換、市広報紙、ホームページによる意見募集などを予定しております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、卒業式・入学式についてありますが、国旗、国歌の実施につきましては全国的にさまざまな動きがございますが、美唄市教育委員会といたしましては学習指導要領に基づき、卒業式や入学式などにおいて実施しているものであります。

また、国際社会に生きる日本人としての自覚を育てる観点からも国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは大変重要であり、公教育推進の観点においても各学校で国旗、国歌を適切に指導することが大切であると考えております。

卒業式や入学式における国旗、国歌については、厳粛かつ清新な雰囲気の中で児童生徒1人ひとりが新しい生活に向け集団への帰属感あるいは連帯感を深める機会であり、より望ましい形で実施されるよう教職員や地域の理解を深めながら、適切に実施されるようお願いしているところでございます。

次に、小中学校の学習指導についてありますが、一昨日3月7日発行の北海道新聞にも大きく取り上げられていましたが、個に応じたきめ細かな指導で子どもの学習意欲を高めるとともに、基礎、基本の確実な定着やみずから学び、考える力などを育成するための指導方法の1つが習熟度別学習であると考えております。同じく個に応じた指導である少人数指導やチームティーチングなどとともに

教育効果が上がるという成果を受け、全国的に広がりを見せているものと受けとめております。

平成16年度、本市では小学校3校、中学校3校の計6校で習熟度別授業を取り入れたとの報告があり、補充的な学習を中心に個に応じたきめ細かな指導の充実が図られてきているものと考えております。各学校においては、子どもたちが差別意識などを抱くことがないように十分配慮する必要がある、集団を固定せず、弾力的に入れかえたり、希望を踏まえて選択させるなどの工夫が必要であると考えております。いずれにいたしましても、この習熟度別指導は競争や効率からの取り組みではなく、子どもの学習意欲に視点を充てた指導方法として活用していくことが望ましいと考えているところでございます。

次に、職員研修についてであります。教育は人なりと言われるように、直接学校教育に携わる教員の役割は極めて大きいことから、1人ひとりがその資質能力を向上させるために研修と就業に励むことは大切なことであると考えております。特に子どもにとってわかる授業を推進するためには、これまでも増して教員の専門性を高めることが重要であることから、仮説検証型の研究を進めるなど校内研修の活性化を図るとともに、各種研修会等への積極的な参加など、校外研修にも取り組む姿勢が必要であると考えております。

平成16年度の公開研究指定校につきましては、中央幼稚園1園、研究奨励校につきましては中央小学校、三井美唄幼稚園の2校となっております。

また、教職員1人ひとりの自主性、主体性

を基盤とした研修意欲が大切であることから、日常的な教職員相互の理解と協力による研修に対する環境づくりの工夫について引き続き各学校に対して指導、助言しながら、研修機会の確保に努めていきたいと考えております。いずれにいたしましても、子どもの限りない可能性を見つけ広げる教員にあっては、鋭い先見性と幅広い教養を基盤とする実践的な指導力を身につけようとする日常的な研鑽が必要であると、このように考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 10番米田良克君。

●10番米田良克君 この場から再質問をさせていただきます。

まず、まちづくり基本条例についてであります。桜井市長が就任されて最初の第3回臨時会の中でこのことについてのやりとりがありました。その中でも、いま答弁がありましたけれども、個別条例とのかかわりについて言えば、個別条例というのは基本条例に基づいて制定されるという趣旨の市長の答弁があったかというふうに記憶しております。いまのご答弁はわかるのです。ただ、時期的なものとしては、18年度中の制定を目指すという答弁をいただきましたけれども、昨年10月の臨時会の質疑のやりとりの中ではもうすでに条文の検討に入っているのではないかと、これは質問される側のご発言でしたけれども、ありまして、すでに作業が進んでいるのかなという、そういう印象を私は受けておりました。これが18年中の制定ということになるとまだ1年以上あるわけですし、そのあたりについては作業状況といたしますか、一応検討をやっておりますという答弁をいただい

たのですけれども、その辺の進みぐあいが、前任の井坂市長のときからこの議論は議会で何度も上っておりましてから、作業が進んでいるのかなという、そういう感じで受けとめていたというのがございます。その辺のところがもし説明がいただければと思います。

それから、今回の一般質問の中で、生活安全条例については今年度制定したいという市長の答弁がございました。そうしますと、いまの基本条例、個別条例のかかわりでいうと、個別条例は基本条例に基づいて制定されるものとして位置づけられていますと、そういう答弁だったんです。しかし、生活安全条例は17年度でやりたいと。基本条例は18年度だということになれば、順序が違うのではないかというふうに受けとめたわけです。このあたりのご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、卒業式、入学式についてであります。質問の最初でも申し上げましたけれども、毎年取り上げますが、私が願うような答弁はいただけないわけです。私自身としては、大変残念だなというふうに思っています。この問題で大事なものは、先ほどの徳永さんの文章にもありましたが、主人公である児童生徒たちの気持ちだと思うんです。子どもたちへの祝福の気持ちを忘れないで卒業式、入学式を組み立てる。そして、出席する。学校としては、憲法、教育基本法を忘れないでほしいと思います。憲法を時には思い出して、自分の生活を振り返ってみる。そんな日本国民になってほしいと思いながら、子どもたちに新しい生活へ進んでほしい。私は、そんな願いで送り出したいと思っているわけです。卒

業式にかかわる人たち全員が同じ思いで送り出せたら、これは本当に望ましい姿だと思うんです。子どもたちも全員が本当に明るく輝く笑顔で手を振って巣立っていくのではないかというふうに思います。せめて卒業する彼らが思い悩む場面を経験しないで済めばと思っています。

これまでの答弁では、思想信条の自由は侵しませんというお話をいただきました。良心の自由を認めるということですね。内心の自由を認めるということです。しかし、子どもたちは国歌斉唱という場面で立つのか立たないのか、歌うのか歌わないのか、みずからの行動について自身で選択をしなければならないんです。選択を迫られるわけです。家を出るときにどうするか心を決めていたとしても、会場に入ってから、あるいは迷いが出るかもしれない。周囲の仲間の目を、あるいは気持ちを考えるかもしれない。具体的な例としては、周りがみんな立って座っている子に対して、おまえ、何で立たないのよという、そういう声がかかるということもあるそうです。どちらかに自分の気持ちを決めなきゃならない。どちらに決めたとしても心だけでしたら、それはだれにも見られることなく、知られることもないんです。しかし、態度に、行動にあらわさなければならないわけです。内心の自由というのは、外にあらわす必要は本来はないと思うんですけれども、それを態度にあらわす、行動にあらわさなければならない。これは、子どもたちにとって非常に強い圧力だというふうに思います。徳永さんの書いた文書の中でも、子どもは成長の途上にあり、まだ人格形成の途中である。子どもの価値観

の形成には、国家介入や強制や脅迫はあってはならない。さまざまな価値観やいろいろな国や地域の歴史と真実に触れる中で、人生観や価値観を形成していくとありました。中学生であっても、みずからの判断はなかなか難しいのではないのでしょうか。それをさせようとする。そんな権限がだれかにあるのでしょうか。私は、そんな権限はだれにもないと思います。学習指導要領を理由に子どもたちに強制できるとは思いません。日本には、日本国憲法があって、教育基本法があって、学校教育法があるわけです。長い間強制することなくやってきたんです。子どもたちの卒業式、子どもたちの入学式なんです。

教育長は、1日の教育行政執行方針の中で、これまでの枠組みから地方や地域が責任を持って主体性をより発揮することができる新しい社会の実現に向けた取り組みが進められておりますと述べられました。

また、児童生徒1人ひとりにみずから学び、みずから考えるなどの生きる力をはぐくむための教育を推進していくとも述べられました。考え直してみませんか。全国とは言いません。せめて美唄だけでも考え直して、子ども中心に考えてみて、どうあるのが卒業式や入学式なのか、そういうことを考えていただくわけにはいかないのでしょうか。いかがでしょうか。

それから、学習指導の問題ですが、いただいた答弁はわかりました。答弁でもおっしゃられていますが、7日の北海道新聞に実にタイミングよく出たんです。私もびっくりしたんですけれども、さっと読んでみたら、大変いいことだけ書いてありまして、問題点はほとんど書いていない。品川のうまくいって

る例が大きく記事になって載っています。ただ、これを読んでみては、やはりどうするのが一番子どものためかという視点が非常に強く出ているというふうに思いました。ですから、私1年前に質問したときに習熟度別指導というのはかなり問題がありますよという指摘をさせていただいたんです。そのことの気持ちに別に変わりはないんですけれども、現場の先生方が一生懸命努力して、やっぱりいかに子どもたちにわかる授業をつくるかということでは、努力されることの成果というのはやっぱりあるんだということ。そのことは、私は認めたいと思うんです。ただ、向かい合わせのページのところに、やっぱり教育学研究者の中には効率的に見える能力別編成は結果的に子どもの意欲をそぎ、効果がない、こういう意見の方もいらっしゃるということはちょっと書いてあります。ですから、そういうマイナスの分野の方へ進んでしまうようなことになるのはやっぱり絶対避けなければならないというふうに思うわけです。

すでに小中3校ずつで実践をされているということでもありますから、その結果等についてもいずれ教育委員会の方からご報告がいただけるかなと思うのですけれども、私が1つ心配するのは教員配置の問題なんです。1つのクラスをたとえば2つに分けて指導するというふうになると、もう1人先生が必要になるわけです。なかなかそういうゆとりはいまの学校にはないと思うわけで、これら小3、中3の学校でどんな工夫、努力をされているのかなと。その辺もし把握しておられればお聞かせをいただきたいと思います。今回その辺まではつかんでいないということであれ

ば、またいずれ機会を改めてお聞きをしたいというふうに思います。ただ、繰り返しになって申しわけありませんが、やっぱり学校は子どものためにある場所ですから、子どもがよい勉強できた。きょうの勉強は楽しかったというふうにそう思える授業をぜひつくるという視点を絶対はずさないでもらいたい。そのことは多分一番考えているのは現場の先生方だと思いますから、余計な心配かもしれませんが、そのことは教育委員会としても常々気をつけていただきたいなということを思います。

あと、研修の問題は、研修しようというふうに思っているけれども物理的に難しいということでは困りますという話を去年もいたしました。そういうところの努力をされているのかなとも思うのですけれども、いろいろ聞こえてくる話ではなかなか難しい状況があるということですね。2年前の3月議会では、超勤訴訟の問題も取り上げてお尋ねをしました。今回市政報告の中でそのことに触れられましたが、これはまた別の機会にお尋ねしたいというふうに思いますけれども、なかなか現場ゆとりがないという状況が続いているとすれば、研修研修と言われることが今度は教師のストレスになってしまったのではうまくないというふうに思うわけで、その辺は十分ひとつ喜んで研修に参加できる体制というんですか、そういうものにご努力をいただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の再質問にお答えします。

最初に、まちづくり基本条例の制定状況に

ついてであります。昨年庁内の検討委員会におきまして論点整理をまとめ、現在これをもとに先進地の条例研究や条例の構成の検討を行っており、具体的な条文の検討を今後行っていきたいと考えております。

また、市民の皆さんからの意見をお聞きする時間もとりたいと考えているところで、平成18年度中の制定を予定しているところでございます。

次に、まちづくり基本条例と個別条例の関係についてであります。ご指摘のように基本理念や基本原則を定めるという意味でまちづくり基本条例は先行制定しておくべきであるという考え方もございますが、本市ですら情報公開条例や個人情報保護条例あるいは福祉のまちづくり条例など、まちづくり基本条例に基づく個別条例と位置づけられるべき条例が制定されております。まちづくり基本条例は、まちづくりの指針となる基本条例であることから、これらの個別条例は各分野ごとの条例として位置づけられることとなります。

生活安全条例につきましては、全国的に増加しつつある事件、事故の状況をかんがみ、安全で安心な地域社会を築くため、平成17年度中に制定を予定しているところでございます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員の再質問にお答え申し上げます。

初めに、卒業式、入学式における国旗、国歌についてでありますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり学習指導要領に基づきまして、21世紀という新しい時代の中で国

際社会にいきる日本人としての自覚を育てるために、また公教育推進の観点から校長が主催する職員会議で教職員の共通理解を図りながら、適切に国旗、国歌を指導し、実施するものでございます。

なお、子どもたちの思想、良心との関連でございすけれども、指導に当たりましては内心まで入って強制しようとするものではなくて、教育上の配慮のもとに適切に指導を進めていくものであると、このように考えているところでございます。

次に、習熟度別の学習についてでございますけれども、これにつきましては私どもも16年度から少し一部学校で取り入れしております。この習熟度別授業によって得られる効果というのが大きいものと私ども受けとめておるわけでございますけれども、実は私も学校を回ってみた折にある先生から聞いたんですけれども、これ習熟度別、グループ別ではございませんでしたけれども、学校にたまたま朝非常に早く来る子どもがいます。その子どもについては、学力は決して優秀な方ではなかったんですけれども、たまたま朝早く来るものですから、先生がちょっと職員室に呼んで、どうなのこうなのということで指導しましたところ、あっという間に学力向上したと。初め親もこの子は学校そこそこでということを考えていたんでしょうけれども、持ってくる、テストで評価するということじゃございませんけれども、テストの成績も非常に上がってきた。私事実公開授業なんか見に行きましたけれども、みんなの前で非常にはっきり発表しておったという、自信を持った学習態度であったということでございます。これは、

たまたまその子1人でございましたけれども、これが2人になり3人になって5人になるとどうなるか、それは私実際検証したわけでございませんで、わかりませんが、やはりそういった子どもに応じた指導をすれば、子どもというのは学ぶ意欲をみずからもって進んでいくものだ。それまでのおくれを一気に取り返せる分があるんじゃないだろうか、そんなふうに私実感をしていました。

それで、この習熟度につきましては、先ほどもお答え申し上げましたけれども、やはり実施するときにはいろいろ配慮しなければならぬ部分でございますけれども、そういったことを十分考慮しながらやっていてもらいたいな、そんなふうに私ども考えているところでございます。

それから、研修の関係でございます。これ確かに先生によりまして日常学務、いろんな雑務ございまして、多忙な先生もいらっしゃいますけれども、これ教特法にもありますように、先生というのはやはり24時間、365日は研修に努めなければならない。そういった普通の公務員と違った義務を持っているわけでございます。私は、こういった研修なり自己啓発なり、これはいろいろあると思うんです。確かに自分の職務に通じる研修、啓発というのは、これはだれしも自分の仕事のことによって一生懸命やらなきゃならないんですけれども、そのほかにも仕事以外にも自分の能力を開発するとか発見するとか自分が希望するとかということもあるでしょうし、またさらに大きな1つの自己研修の最大の目的は、やはり人間としてどう完成するかということだと思うんです。この3つが自己研修、自己啓発の基

本にあると思うんですけれども、これは先生は子どもにとりましてやはり1つの社会、日中は先生が社会でございます。やはり先生の姿を見て子どもたちは学ぶんであって、こういった指導、日常多くの先生はそういうふうに努力しているわけでございますけれども、やはりそういった姿勢を子どもたちの前で示してもらいたいなと、そんなふうに私も考えているところでございます。十分なお答えになったかどうかちょっとわかりませんが、以上でございます。

●議長中西勇夫君 10番米田良克君。

●10番米田良克君 いま市長から再度答弁をいただきましたが、従来のでき上がっている、近いところでいうと福祉のまちづくり条例ですか、これら等はいま話題にしました基本条例とたとえば生活安全条例の関係ではちょっと違うかなという感じがするんです。というのは、基本条例があって、その下に個別条例ができるというのが、そういう仕組みが基本ですという考え方を市長が示されたわけです。それで、あるいは生活安全条例が極めて緊急を要する課題だということのとらえ方かなとも思うんですけれども、それをいまこれからつくるといいますから、まちづくり基本条例の部分を作業を急いで、それでもし可能ならば18年度の予定を17年度末にでも仕上げると。その考え方しっかり受けとめて、個別の生活安全条例の作業も進めていくと。形としては、ほとんど余り変わらない時期ででき上がるということになるかもしれませんが、そういうふうな、市長がこれからやられる仕事ですから、それぞれの位置づけというのがあるのかなという気がするわけです。そのの

ところをぜひ、先ほどのご答弁ではどうもちょっとすんと落ちないという感じがあったもんですから、もう1度立ちました。

あと、これいま教育長から答弁いただきました。卒業式・入学式の問題は、何度もご答弁いただいていますから、これは申し上げますから、これは私の考え方は申し上げましたから。

あと、研修の問題ですが、教育長、最後に言われました、いわば人間教師としてやっぱりぜひ個々の先生方は磨きをかけてほしいという気持ちがあります。美唄の学校で学ぶ子どもたちがみんないい先生に習ったというふうに思えるような、そういう機会も私はやっぱり必要だと思うんです。とかくは、やっぱりこれは市の教育委員会に申し上げてもだめかもしれない。北海道教育委員会の考え方が非常にしゃくし定規と言ったら悪いかもしれませんが、主催者によってこれは研修、これは研修じゃないというような、そういう分け方をする考え方が強いものですから、それでついこういうことを申し上げるんですけれども、もっと幅広く考えて先生方の人間研修を進めてもらいたいなと、私はそう願っていますんで、ちょっとご答弁要りませんけれども、申し上げます。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の再々質問にお答えします。

生活安全条例につきましては、私は極めて緊急を要するという、その判断から、先行制定やむなしという考え方をしておりますので、ご理解願いたいと思います。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

19番 荘司光雄君。

●19番 荘司光雄君（登壇） 私は、3点について市長及び教育長に質問いたします。

今定例会の一般質問もきょう3日目を迎えて最終日程であります。最後の質問者でありますので、それぞれ各議員からいままで重要な事項等について質問もされております。私は、個別的あるいは具体的な課題等についてはこれからの日程にあります、言えば議会の命である審査権行使の権限行使の機会に譲りたいと思います。

3点に絞りましたが、これは今日の時代認識を受けて自分なりにいま当面重要事項と考えているわけであります。すなわち、いまの変化する時代について多くの識者も言っているとおり、明治維新以来2度目の革命的転換期だという認識をともにしております。1つに地域自立、2つに福祉、3つに生涯学習のこの課題、まさに革命的な変化をしていると考えているからであります。そのためには、いまの時代状況があつた封建社会から近代資本主義に体制そのものが変わった歴史的転換について、いわゆる明治維新であります、一定の共通認識が必要だと考えています。ここで述べるつもりはありませんが、質問理由の中で若干の考え方を申し上げたいと思います。

まず第1に、美唄市の地域自立についてあります。この平成の大合併の最大様相は一体何なのか。簡単に言えば、戦後の日本の資本主義は中央集権による統制社会、言い換えれば日本型変形社会主義が経済を中心に破たんをして、中央政府がやっていけなくなった。だから、もともと憲法が保障する地方自治を

持ち出して、地方分権の名のもとに地方に自立を求めてきたと私は考えています。合併も地方自立の1つの手段にすぎないのであります。経済破たんですから、地方はいずれにしろ自立の道筋を模索しなければなりません。その場合、最も重要なのが経済的自立を確保するかどうかであります。この押さえについて、まず市長の認識を伺います。

その2は、昨年12月議会にも質問いたしました。美唄市の地域経済を支える産業基盤を構造的に、さらには生産高、生産高に占める比率、産業の連関性、さらには域内外の収支、いわば貿易収支であります、これらの実態把握を欠かすことはできない課題だと。言うなら、美唄という自国を経営していけるかどうかの問題であります。この点について再度お答え願います。

その3は、地域会計システムについてありますが、この点についても昨年の12月議会で質問いたしました、これはなかなか困難であると。しかし、行政各会計が一定の企業会計、複式簿記にしているので、バランスシートを何とかやってみたいとの答弁でありました。その後の状況について説明を願います。しかし、私は困難であってもどうしても市民GDPの勘定とか産業連関表とか資金循環表、域内外収支、市民の貸借対照表など、このマクロ会計は手がけるべきだと考えております。そうでなければ、現実的に何が基幹産業なのか、あるいは産業の振興策にとってはどの分野に資源開拓の要素があるのか、政策に根拠がないことになってしまうと考えます。この点についてお答えを願います。

大綱の2点目は、介護保険制度及び少子化

対策であります。このことも従来の福祉という考え方は根本的に変わりました。従来政治、行政の責任で保護あるいは庇護、支援、この思想が社会連帯で支える福祉サービスの選択は自分の意思、そして提供者と契約を結ぶ、いわゆる契約論の形になりました。自己選択、自己決定、自己責任であります。こういう思想ですから、従来型の、ある意味では恩恵的な施し、あるいは援助という考え方が通じなくなってきました。その意味では、根本から変わったという意味で、この福祉問題の介護保険制度の今日までの5年間の状況が知りたいのであります。そして、行く末の方向性を知りたいのであります。どのように考えているか。

さらに、少子化の問題であります。少子化は、根本的には出生率の問題であろうと思いますが、全国的な出生率は1.29と承知していますが、少なくとも2人以上の出生率がないと人口は維持できないことになると思います。何といっても出産するのは女性でありますから、女性の出産あるいは子育ての条件の整備はもちろん、基本的には男女相互に対等平等が当たり前の社会風土、このことを目指さなければならぬと思います。昨日も矢部議員から男女共同参画社会について質問ありましたが、このような計画の推進などが行政が旗振りをしなければならないこと自体が本来的ではないというふうに思います。いわゆる日本型男性優位社会で育ってきた私のような高齢者こそ、頭の切りかえが必要だと思いますが、そのほかに国際的な視野あるいは感覚を持つことも大切かと思えます。欧米では、男女全く対等平等、そういう意味ではファー

ストレディの言葉に言葉に代表されるように全く当たり前のことであります。質問の趣旨は、そういう意味で全体としてこれからどういう形で進めていこうかということについてでありますので、その点についてお答えを願います。

次に、教育行政についてであります。教育長に質問いたします。今日ほど教育問題が各般にわたって議論されているときはありません。ただいまも米田議員から質問がありました。特に教育基本法そのものの変更が現在中教審で議論されています。教育の憲法とも言うべき教育基本法が行政改革、構造改革、市町村合併など、この異常な騒ぎの中で改正議論される。もっとも憲法改正の議論が対象になっているんですから、この時代状況とは一体どうなっているのかと。確かに明治以来の2度目の歴史的転換期であることは間違いのない。しかし、何でもありというこの状況は少なくとも私は正常とは見ていません。特に教育問題は、最も冷静にして、そして国の将来と同時にその子どもたちの将来、あるいはこの国のあるべき姿、これらを考えるべきものであります。

私は、平成12年第1回定例会から何度となく今日の地方教育行政に携わる教育委員会とその事務局の役割の重さを訴えてきました。しかし、私の目から見て、美唄市の教育委員会及び事務局とも一体本気に使命感や、あるいは能動性もあり意欲的な気心を持っているのか、疑わざるを得ない状況が随所に見られます。具体的には予算審査特別委員会の方で触れたいと思いますので、この場ではこの時代的にも重要と思われる点について質問いた

します。

その1つは、生涯学習の時代的重要性についてであります。私は、議員の役をいただいて以来今日までライフワークの1つとして社会教育問題に取り組んできました。教育と言えば学校を連想し、学校教育に目が向きます。戦後のすし詰め教室に代表される子どもたちの学ぶ場がない当時は、それもまた理解できます。しかし、社会教育法は早い法律でした。昭和24年制定以来、いわゆるすべての国民に対する文化的な教養やスポーツなどの機会を提供して、学校教育とは違う角度で国民の生活や精神的レベルの向上を目指してきたものであります。この法律をベースに、時代のニーズに合わせながら今日生涯学習と呼ばれています。このことについて私は解説するつもりはありません。現実には長寿社会になった、また子育てが終わった女性の各分野に対する参加と行動、私はいまは生まれてから死ぬまで、まさに生涯が学習の場にあると考えています。生涯を通じてその時々自分の教養、趣味、娯楽、スポーツ、また小さな子どもの好きな遊びなど、自分の自己充実、自己満足、自己実現、これに浸りたい要求をいまほど強く求めて行動する時代はなかったと思います。しかし、美唄市の生涯学習を推進する事務局とも言うべき教育委員会事務局に対して、職員の取り組む姿勢に余りにも個人差があり過ぎて全体的な存在感になっていないということ私は受けとめています。アルテピアッツァ、それから昨年でき上がった組織化された市民劇場などに関係する職員の努力には目をみはるものがあります。よく頑張っていると思います。しかし、とにかく市教委、事務局

からの先ほど申し上げた全体感が伝わってこない。いまこそ生涯学習の時代という認識を持つべきと考えています。教育長の見解を問いたいのであります。

その2は、慣例上、質問書と質問内容についてお手元に行っておると思いますが、「スポーツ・文化」となっておりますが、スポーツ文化ということでもありますので、そのことについて私から質問いたします。スポーツが持っている人の心に響く文化性について、余りにも無視もしくは軽視しているのではないかと考えられる現象が多々あります。市教委事務局の体育振興課長は、総合体育館の館長と兼務となっておりますが、行政役割からいって地域、職域、学校など全体を見渡しながらか美唄市の体育、全体的な体育関係の状況を把握をして、美唄の体育振興の政策を立案し、これをどう具体化するかといった側面が強く、そのことが地域の活性化にどう結びつけていくか、人の活性化にどうつないでいくかというテーマが最も大きいとも言います。行事を消化している、あるいは催事物だけではないと思います。スポーツ文化は、地域を変えろとさえ言われております。現実には日本ハムファイターズが北海道にフランチャイズ化しました。苫小牧駒澤高は甲子園で優勝しました。そして、道東釧路が打倒苫小牧、高校アイスホッケーの全道優勝をとりました。サッカーJリーグの本拠地の姿だとか、これらを外から見ていてもスポーツにはもともと人の心を動かす文化性を秘めていると私は考えています。有名なことだけではないと思います。要は、地域振興に結びつけて発想することが大切であり、それは何も職員だけが考えるもの

ではないと思います。私が書物から引っ張り出したんでありますが、1つの形が地域密着型に通じておりますが、たとえばイベントフェスティバル型、ニュースポーツ開発型、パークゴルフなんかもそうであります。大規模イベントの誘致型、合宿キャンプ地型、いわゆる自然環境活用型であります。これら列記しても立地条件や気象条件などを含めて地域住民と密着したものが多いためです。このようなスポーツ文化の取り組みについては、教育委員会からいわゆる地域住民の立場での発信がほとんど見られない。このことについての見解をお伺いします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、経済的自立についてであります。今日地域経済は少子高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、国、地方の厳しい財政状況等の環境変化に直面しており、我が国の相当の地域において人口、雇用、所得が減少し、地域における生活水準が低下すると懸念されております。

一方、地方分権の進展をはじめ規制緩和や構造改革特区など、地域の実情に応じた地域経営を行うための環境が整備されつつあり、今後とも地域の自由度が拡大する傾向にあります。こうした中において、本市が自立に向けて雇用と所得を持続的に維持・拡大し、地域における生活水準を維持・向上させていくためには、地域を支える産業などの経済活動を確保していくことがいま最も重要な課題であると考えております。

このため地域経済の構造、直面する課題、

活用可能な地域資源などを踏まえた効果的な地域産業振興策を市民の皆さんとともに考え、実行に移していくことが本市の経済的自立に向けた私の使命であると考えております。

次に、美唄市の地域経済を支える産業基盤の構造についてであります。本年1月に発表された経済産業省の「美唄都市圏の経済構造分析」では、地域経済を構成する産業を域内市場産業と域外市場産業とに分け、人口の増減の影響を勘案しつつ、市として6つの視点から地域経済を分析し、地域の現状と課題を明らかにしているものであり、数値は2000年を基本としております。

初めに、「住民生活を直接的に支えている産業は何か」という視点では、域内就業者数の占める比率の大きい産業はサービス業30.5%、農林水産業15.0%、卸売・小売業、飲食店14.4%の順となっております。

次に、「域外市場産業として域外マネーを獲得している産業は何か」という視点では、純移出額を基本として建設業104億円、公務97億円、サービス業94億円、農林水産業62億円の順となっております。この場合、地域全体としては域内生産額が977億円、中間投入額が567億円で、域内産出額が1,544億円となっております。

次に、「各産業で生み出された付加価値は域内に落ちているか」という視点では、域内の中間投入の大きい産業として、農業などを中心に域内調達率と域内産業間の波及効果について今後分析が必要となります。

次に、「域外主要産業は持続的・安定的か」という視点では、域外市場産業のうち域外マネーを獲得している産業が民間消費支出

に支えられている農林水産業であるため、域外市場産業の持続性・安定性は比較的高いといえることが言えます。

次に、「消費は域内で行われているか」という視点では、美唄都市圏の小売吸引力が2002年数値で0.73となっており、一部域外に流出が生じております。

次に、「再投資は域内で行われているか」という視点では、預貸率が2002年数値で32.8%であり、近年低下傾向であることから、域内再投資は低調となっております。

このような地域経済の実態を踏まえつつ、地域において活用可能な地域資源を見きわめた上で、域外市場産業と域内市場産業の両面において重点事項を特定し、地域における産業振興策を評価、再構築し、地域の経済活性化、生活水準の維持・向上のための取り組みが必要となります。

今後の産業振興の基本的な考え方としては、1点目として、農林水産業、製造業の就業者数が減少しているが、建設業や公務の就業者数の減少が予想され、それらは商業、サービス業のスパイラル的な衰退、地域内雇用の減少に至る可能性があること。

2点目として、こうした事態を阻止するため、農業などの域外市場産業で域内連関の高い産業との重点的な振興により、建設業や公務等の減少傾向が避けられない部門の雇用減を補うことが必要であること。

3点目として、域内消費も域外流出が始まると採算性の悪化、品ぞろえ等の魅力の減退、さらなる流出という負のスパイラルの可能性があるため、域内需要の流出を事前に阻止するためには、競争関係にある近隣都市圏を念

頭に、魅力的な商業、サービス機能を維持・充実することが必要であること。

4つ目として、域外の有価証券の購入に充てられている資金を農業などの美唄都市圏の重点的振興産業に振り向けることが必要であることとなっております。

以上、概略的な地域経済の構造分析の結果であります。今後ともこの分析手法などを参考としながら、美唄市の産業構造の分析を進めるとともに、地元経済関連機関、団体と十分協議を行い、地域の経済的自立に向けた内発的、自立的な地域経済振興策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域会計システムについてですが、厳しい市内の経済状況の中で、美唄のまち全体を1つの地域勘定会計の視点でとらえ、全体としてのバランスシートをつくるということは、美唄市という地域社会の経済的実力を把握する上で必要なことであると認識しておりますが、資産や費用の分類、民間企業のデータ収集など、現実的には極めて困難性が伴うものと考えております。このため、先ほど申し上げました「地域経済構造の分析」の検討を進めるとともに、「市の全会計を連結したバランスシートの作成」について、資産の把握や会計間の調整等、導入に当たっての検討課題を調査・検討するなど、市民の皆さんとの情報共有の推進や説明責任に努めてまいりたいと考えております。

最後に、少子高齢化の現状と将来的見通しについてですが、高齢者の介護を社会連帯で支え、自立生活を支援する介護保険制度がスタートしてから5年が経過しようとしており、この間サービスの利用は急速に拡大

し、介護保険は国民の老後における介護の不安にこたえるシステムとして定着してきております。反面、要支援や要介護1の軽度認定者の大幅な増加などが介護保険費用を押し上げ、また居宅サービスや施設サービスが必ずしも要介護状態の改善につながっていないなどの課題が生じております。本市においては、要介護になりやすい後期高齢者の割合が高く、軽度の方が要介護認定者の半数以上を占めている状況から、介護予防を喫緊の課題として現在取り組んでいるところであり、このたびの介護保険の改正も予防重視型サービスの転換が図られることとされております。

また、高齢者世帯や認知症高齢者が増加しており、身近なところでサービスが受けられるように地域密着型サービスを整備するとともに、地域での支え合いによりできる限り住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケア体制を推進してまいりたいと考えております。

次に、少子化についてであります。平成15年度の合計特殊出生率では、全国で1.29、道で1.20と人口を維持するのに必要な水準である2.08を大きく割り込み、また本市での出生数は平成15年度で185人と毎年減少を続けているところでございます。少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会全般にも大きな影響を与えることから、国では従来の少子化対策をもう1歩進めるために「次世代育成支援対策推進法」などを制定し、国をあげて今後10年間の集中的な取り組みが推進されることとなったところでございます。少子化の流れを変えるためには、男性の子育て参加や女性の出産後も安心して働

き続けられる職場環境の整備など、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しを行い、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進することが重要であり、子どもや家庭への支援を社会全体で取り組むことが大切であると考えております。

このことから、本市においては4月からスタートします「次世代育成支援美唄市行動計画」をもとに、地域で子どもを支え合う仕組みづくりを推進するなど、「みんなで支え、楽しい子育て」ができるまちづくりを目指し、市民と事業者・行政とが協働して取り組んでまいります。

少子高齢化は、自立を目指す本市の大きな課題であります。介護が必要になっても子育てに不安が生じて地域の人々や行政がしっかりと支えていくことにより、1人ひとりの持てる力を引き出し、活力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 荘司議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、生涯学習の時代的重要性についてありますが、変化と多様性をキーワードとする21世紀の歩みは、中央集権型社会から地方や個人の自立的判断や活動が重視される社会へと転換、また画一的平等主義からの脱却、情報公開にも見られる市場参加型行政の確立などが進み、そのような流れの中で教育行政においても適切な取り組みと対応が求められております。いま国において取り組まれている構造改革は、規制緩和、官から民へといった流れの中で新たな社会や地域コミュニティの創意あふれる取り組みを支援し、それが

大きく育っていくための環境を整備することにあります。このような時代において、だれもが自分の住むまちが美しく、ふれあいがあり、活気に満ちた暮らしやすいまちであることを願っています。そのためにも自立を決めた自分のまちに市民みんなが責任を持つことが活力ある地域づくりに大切で、行政には地域を活性化するために市民やボランティア団体、NPOなど民間の活力が最大限に発揮できるような環境づくりが求められております。

まちづくりの基本は、人づくりにあると言われます。人づくりの基礎は、生涯学習に取り組む市民の熱いエネルギーから生まれると考えております。生涯学習が活発になればまちづくりに関心も深まり、参画意識が高まり、地域の活性化が促進されるものと考えます。このため、行政全体で生涯学習を意識し、取り組むことが必要であり、教育行政としてもまちづくりとまちの活性化に向け、市民が主役、そして推進役であることの認識を持ちながら、生涯学習の推進に対処していかなければならないと考えております。

教育委員会は、教育、学術、文化に関して行政で最も重い責任を負うべき存在として委員会本来の機能が十分発揮できるよう、さらに努めてまいります。事務局職員は、時代の流れや諸制度の背景などを的確に認識し、みずから考え、みずから行動する。そして、その結果に責任を持たなければなりません。そのため、現在月に1度ほど行っている職場内研修などを通し、職員の資質の向上や意識の改革に努めてまいります。

次に、スポーツ文化と地域活性化についてありますが、少子高齢化、情報化や長引く

経済不況、長い間の経済成長を優先してきた結果からの福祉や健康の問題、生活環境の問題など、将来への不安を抱えた急激で大きな社会変化の中、市民のニーズも多岐にわたり変わろうとしています。これまでのスポーツ文化は、行政や企業からサービスを受けるという受け身のものでありましたけれども、行政と市民やNPOなど関係団体との協働の関係において市民の手によるスポーツ文化を創造し、交流へとつなげていくことが必要であると考えます。

また、スポーツ文化がもたらす生の感動と一体感が連帯感を生み、地域の活性化やコミュニケーションづくりに大きな役割を果たすものと考えております。美唄には、すばらしい手本となる取り組みがあります。それは、障害者スポーツを通して市民のネットワークを広げ開催している車椅子バスケット大会であり、競技する人、ボランティアで大会運営を支える人、観客として参加する人、またそれが競技だけにとどまらず、映画会や写真展、コンサートなどの開催へとつながりを持っていることです。今後このような取り組みがますます重要になってきていますことから、既存事業についても視点を変え、運営手法などについて考えております。市民が信頼し合って暮らせる住んでよかったと思える地域づくり、まちづくりのためにも、生涯学習におけるスポーツ文化の果たす役割は大きいものがあることを職員1人ひとりが認識をし、今後市民やNPOなど関係団体との協働を大切にして、円滑な教育行政、体育文化、スポーツの振興に努めてまいりたい、このように考えております。

●議長中西勇夫君 19番荳司光雄君。

●19番荳司光雄君 私も見せていただきました。経済産業省の地域経済産業審議官、薦田康久さんですか、書いたのは。ことし1月ですね、これで言われたやつ。これは、主に国勢調査が、国調が中心です。ですから、このデータを見ますと、詳しくは見ておりませんけれども、1995年、2000年、ことし国調だと思っんです。一部指定統計の中からとっているのもありますけど、これやっぱりきちっとこれを解析するには、少なくとも相当なこれを手のひらに入れなきゃだめなんです、きっちり。私も少し勉強をさせていただきましたけれども、ちょっとわかりかねるところもあって、そしてさらに自己分析が必要である。みずから分析をしなきゃならない部分もあります。先ほどある程度のこと、数値を出していただきました、その中でわかります。ただ、ここに俗に言うN I R Aというアウトプットを出したんですが、これは「地域自立勘定の開発と応用に関する研究」、社会工学研究所が出しているんです。これは、実は私20年ぐらい前に地域の経済を分析しなければどうにもならないと言って、いろんな形でもって書籍を、聞見にして歩いたときに、これと内発型の問題と出てきているものです。

それで、先ほど申し上げた、1つ私が質問したいのは、これを補強しながらきちっと分析、解析みずからやれる。これやろうと思えば全部できますね。ですから、これ手引を見ながらやればできるんですから、もちろん手引の理解だと思っんですけども、これを経済というものは5年たって、分析結果ではやっぱりどうしてもいまのスピードではない。言

うならば一昔前という状況になっているわけです。ですから、これをリアルタイムに進めていくという体制を考えていくべきだと思いますが、そのことについて1つはお伺いをしたいということです。

それから、もう1点は、確かに難しいです。でも、実際に地域会計システムをやるときには、いわゆる先ほど民間データのとり方が非常に難しいと言っておりました民間会計、それからいまこれはやってみたいと言っている役所の会計です。これ公務の方です。その他、これいわゆる家計調査も必要になりますから、そういう意味でのミクロ会計ということは1つ用意しなければなんないんです、この本を私見ますと。それから、市民GDP勘定を考えなきゃなんないんです。昔は、これ所得と言っていましたから、GNPと言っていましたけれども、いまは総生産ですね。それから、産業連関、先ほど申し上げました。それから地域の資金循環表、これはフローです。資金が地域でどのようにして回っているか。ストックではないです。そして、域内外の収支、美唄から外へ出ている、売りに出ていてお金を稼ぐものと外から買ってきてお金を支払わなきゃなんないもの。この域内外の収支です。これらと市民の貸借対照表が、結局市民がどれだけの資産があってどれだけの借金を抱えているかという貸借対照表のバランスです。これは、公会計の起債等の借金もあれば、それから金融関係の、先ほど言っていましたけれども、貸し出しと預貸率の関係を見ていて、その貸し出しの部分が負債の部分になるわけ、市民1人の平均の。そういうやつをやらなきゃなんわけです。それぞれ今度

は、産業ごとに全体GDPに対して、いわゆる美唄の総生産に対してどういう効果を上げているかという問題があります。それが地域に循環フローや外側の収支や家計や、そういうものとどう結びついているかということを考えなければならぬわけです。そういうことが明らかになって初めて美唄でどういうポテンシャルが必要だとかということ、産業としてどういうポテンシャルがあるか。観光も1つ美唄であります。それから、いまのような新しい意味でもピアッツァとか、そういうものからこうやっていくと、必然的にいろんなものがはっきりしてくるんです。いま私どもが簡単にというよりも、もうそのとおり事実をぱっと目の前に見えていますから、産業分類で言えば農林水産業、農業は基幹産業と言っています。でも、先ほど考えているように就労人口15%でしょう。それから、域外に対しての効果というのは62億円だったでしょう。建設業はNo.1でした。そして、その次には公務ですね。実際問題そういうものが、ではどういうところに市長が言う「道の駅」、「食」の駅、「食」の連関というものでいけば、これは農業にそのポテンシャルがあって、これを逃せばまさに基幹産業になっていけないんだと、そういうような根拠を持った、そして科学的に合理的に市民に説明がつく、それに従事している農業の関係者の方も、だからおれたちはこういうやり方をやらなかったらだめなんだと、こういうふうにだれが見てもわかる形でやらないと、過去の経験法則や、あるいは推計下、この仕事の単位ではもはや通じないわけです。そういう意味では、この地域会計システムにもやはり困難であっても

少なくともチャレンジをしていく。言うならば、専門家グループと協議をしながらやっていかなきゃならないと私は思います。そうでなければ、この自立の推進計画の根拠になっている経済的自立性はあるやなしや、このことがはっきりしてこない。いつまでたってもはっきりしない22年なり27年までとかということ、これをこの17年の初年度になってスタートしたところで、この方向性、このポテンシャルを引き伸ばすと、可能性を伸ばすと、こういうようなことがはっきりしていかないと過去の経験法則になっちゃうわけじゃないですか。先ほどから大変申しわけないけれど、受益と負担の原則という抽象的な理由、何をもって受益、何をもって負担というかもわからない。他市の状況等を見ながら住民負担を上げますなどという話は、これは全く過去そういうやり方です。過去の手法です、それは。現代に、いまの時代に通用しないです。そういうようなことをこの経済分析では言っていると思うんです。だから、これに類したものが、私この間出しましたね。北海道経済白書、道が出している。北海道の経済産業局も出しています。それから、北海道、民間の、特に未来総研なんかも出ていますし、ヒットなんかも出しています。そういうようなところのももう少し、この市役所にとどまっていなくて、目をそこらに向ければ情報がいっぱいあります。そういうところから情報を入手すると同時に、やっぱりコーチングを受けて、そして勉強して、美唄みずからが市役所が自立できる、自立した仕事をやっていけることにならなければ、地域の自立を言及することなんかできないです。私はそう思います。そういう意味で

は、申し上げましたが、リアルタイムに一層近づけるためにはどう考えるかということと、それから地域会計システムにはやはり果敢にそういういろんな情報と知恵をみずから取り寄せ、あるいはお金がかかってもそこに足を運んで、学んで美唄市役所が経済的に自立する、そういうようなことを、プロをやっぱりつくっていくと、そういうようなことが必要だと思うんです。そのプロをやるから、この仕事をやらなくてもいいんじゃないんです。いまやっている仕事プラスこういうことをやらなきゃだめだということです、それでなかったら人がふえてしまうんだから。そういうようなやり方を考えていく必要があると思いますけれども、その点2点についてお伺いします。

もう1点、教育長に申し上げますけど、教育長、大変申しわけないんですけど、私何回も指摘しています。これここにあるだけでもって私が教育委員会の役割の責任、それから委員会の指示、指令を教育長が受けて、教育長が統括をして、事務局職員がどうあらねばならないか。そして、いま地方教育行政というのを担当している市の教育委員会がどういう状況に置かれているか、不要論まで出ている時代でしょう、ある意味では。そういうようなときに、大変申しわけないけれど、いつになったら生き生きとして本気になって動いてくるんだということが私はずっと、特に6年間ほど見ています。ですから、もう少し、先ほど課長に1回連絡会議とか言っていますけれども、これ施設多いんです。公民館から図書館から学校給食から、いろんなものが多いんです、ずっと。これ本庁に集めて会議を

持つなどというようなことをやっていたら、その会議費のコストが高くてだめです。その中で部長というのは1人ですから大変かと思いますが、現場をもっと精力的に回るぐらいやらなきゃだめです。精力的に動かなきゃだめです。そんなの月に1回各所属長を集めて、そして会議を開く。そして、それぞれ問題を出す。そして、この市役所の本庁事務局にあるところが何か本部みたいになっちゃっているような、こんな感覚でもって教育委員会は動かない。私は、6年間それを見てきた。しかし、黙っていたわけじゃないです。何回も指摘してきました。それだけいま教育は、学校教育含めて大変なんです。しかし、学校教育その他のことについては、予算委員会に譲りたいと思っていますが、生涯学習はいま非常に大切です。あげて生涯学習の視点を持つべきだという、行政全体が。そういう意味で私は取り上げて、その一翼を担うスポーツ文化というものを取り上げたんですが、これは地域の振興に結びつき、そういう意味で申し上げているので、具体的で細かいことも指摘した提案は予算審査特別委員会等に譲りたいと思いますが、その辺のことをいかにして教育委員会が動くか、そしてその全体的な存在感が見えてくるか、そのことについてだけ教育長からご答弁をいただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の再質問にお答えします。

本年1月に発表されました経済産業省の「美唄都市圏の経済構造分析」が初めてこういうような分析を出されまして、私も行政として本当に役に立つ貴重な分析表であるとい

うことで喜んでおります。今後さらに、この内容を分析しまして、また今後リアルタイムにこのような把握ができるかどうか、このあたりのデータづくりに関しましても努めてまいりたいと、そういうふうと考えてございます。

次、全市的な押さえとしまして、市の前回でのバランスシート、その間に民間のフローストック等、それから産業連関、これは美唄総生産にかかわるいろんなミクロ分析というのは非常に難しいものがございますけれども、できる限り先ほどの分析表を参考にしながら私どもも取り組んでまいりたい。そして、この分析等を利用しながらまちの振興策を今後検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、経済的自立に向けましてさまざまな分析、それから取り組みを今後鋭意検討してまいりたい。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 荘司議員の再質問にお答えを申し上げます。

教育委員会の全体的な存在感と申しますか、でございますけれども、教育委員会、いまご質問にありましたけれども、市内14校あるいは図書館、プール、公民館等非常に施設が多岐に分散しておりまして、これ事実私どもなるべく現場に行くということは、日常的に回るということは本当に大変なことでございます。それで、所属長会議等によってみんなが情報を共有しながら、横の連携を持ちながらやるということをやっているわけですが、それはそれに私ども効果を発揮していると思うんですけれども、しかしこういった複雑化、多様化する行政課題に果たしてどれだ

け柔軟、的確に対応していけるか、この辺は確かに悩む部分があるわけでございまして、このことにつきましてはやはりこれ私も当然そうですけれども、部長なり課長なりそれぞれの所属長がその職場のリーダーとトップとしてしっかりと認識を持たなきゃならない。確かにリーダーとしての求められる部分は、判断力であるとか、それから情報力、人脈、いろんなものがあるかと思っておりますけれども、これは一律にしてできるものではなくて、やはりそれぞれの部署で日常丁寧に仕事を1つひとつしていくということから始まらなきゃならないものと、そんなふうに思っております。そういった積み重ねがそれぞれの職としての人間をつくっていくものであろうと、このように考えております。いずれにいたしましても、私ども教育委員会をはじめ事務局職員、いかにこの変化に対応していく教育行政を担っていける人材になり得るか、この辺のことをひとつ十分私ども中心にして職員を指揮してまいりたい、このように考えております。

●議長中西勇夫君 以上で一般質問を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時34分 散会